

第3次甲州市地域福祉計画



令和2年3月

甲 州 市

甲州市地域福祉計画の策定にあたって

日本社会はこれまで世界が経験したことのない急速な「少子高齢化」や「人口減少」に直面しています。また、不安定な世界情勢や、近年、全国各地で相次いで発生する自然災害の甚大化による不安感等が、社会全体に影響を与えています。地域においても超少子高齢型人口減少社会の進展による社会構造の変化に伴い、地域コミュニティにおいて地域課題は増大かつ複雑化しているほか、核家族化の進行、ライフスタイルや価値観の多様化などにより人間関係が希薄化し、共に生きる「お互いさま」の意識が低下しています。



こうした課題に対応するため、市の福祉分野の「上位計画」である甲州市地域福祉計画を策定いたしました。この計画は、基本理念である「支えあい、安心・安全の暮らしづくり」の実現を目指す、令和2年度から令和6年度までの5年間の第3次福祉計画であり、子ども・子育て支援事業計画をはじめ、障害者総合計画、高齢者いきいきプランなどを包括し、福祉施策を総合的に推進するための指針とするものであります。

地域福祉を推進するためには、市民一人ひとりが地域に目を向けて、互いに助けあう気持ちや地域活動に参加する意識を高めることが大切です。こうしたことが地域での支えあいや助けあいの基盤づくりにつながるものと考えております。更には、市民による「自助」、地域で活躍されている自治会やボランティア団体等の各組織・団体による「共助」、市や社会福祉協議会等の関係機関による「公助」が相互に連携した、協働による取り組みが今後ますます重要となってまいります。

本市では、この計画による福祉施策の推進により、今後も、全ての人が尊重され、年齢や障害の有無に関係なく、住み慣れた地域で安心して自立した生活を営むことができる地域社会の実現に向け、取り組んでまいりますので、この計画への皆様のご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に当たり、貴重なご意見やご提言をいただきました甲州市地域福祉推進委員会の委員並びに市民の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和2年3月

甲州市長 鈴木 幹夫

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景・趣旨	1
2 計画の位置付け	4
3 計画の期間	7
4 計画の検証と課題の抽出	8
第2章 データからみる現状と課題.....	9
1 統計データからみる現状と課題	9
2 市民アンケート調査でみる現状	23
3 地域福祉を取り巻く課題	52
第3章 計画の基本的な考え方.....	55
1 計画の基本理念	55
2 計画の基本目標	56
3 計画の体系	57
4 市町村地域福祉計画策定ガイドライン項目リスト	58
第4章 基本計画.....	60
1 これからの福祉を担う意識づくり・人づくり	60
2 困っている人を包括的に支援する体制づくり	64
3 地域福祉推進の仕組みづくり	69
4 安心して生活できる環境づくり	74
第5章 計画の推進に向けて.....	77
1 具体的な計画の推進	77
2 計画の普及啓発と実践	78
資 料	79
甲州市地域福祉推進委員会委員名簿	79
第3次甲州市地域福祉計画策定経過	80



計画の策定にあたって

Ⅱ 1 計画策定の背景・趣旨

(1) 社会的な動向

近年、少子高齢化の急速な進行、単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、日々の暮らしにおける生活課題は、様々な分野が絡み合い複雑化・多様化しています。

家族のつながりや地域コミュニティが希薄化する中、社会的に孤立し、日常生活に不安を抱えている人が増えています。また、障害のある子の親が要介護者となる世帯や、引きこもりなどの長期化による8050問題、介護と育児を同時に行うダブルケア問題を抱える世帯など、複合的な課題を抱えるケースも増えています。

このような課題に対しては、地域コミュニティが持つ役割や機能を見直すとともに、地域の中の居場所づくりを行うなど、地域や人とのつながりを感じられる社会を実現していくことが求められており、分野を超えて関係者が連携し、対応していくことが必要です。

高齢化が進み、支援が必要な人が増える一方で、高齢者や女性の社会参加や就労が進んでおり、地域福祉活動に取り組む地域住民の減少が懸念されています。地域における支え合いや助け合いの取組が将来にわたって持続的に行われるよう、地域福祉に関する啓発や情報発信などを進め、一人ひとりの関心を高め、地域福祉を担う人材や団体などの多様な担い手を支援・育成していくことが必要です。

さらには、近年多発している自然災害を受けて、地域のつながりやコミュニティの必要性が改めて強く認識されるようになり、地域性を生かした相互の支え合い体制の確立を図ることが求められています。

また、全国的に家庭の経済的な状況が子どもの育成に影響を及ぼすいわゆる子どもの貧困が問題となる中、平成26(2014)年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、令和元(2019)年5月には、法律が一部改正され、市町村に対し、子どもの貧困対策に関する計画の策定が努力義務として課されました。

子どもの現在及び将来が、生まれ育った環境によって左右されることのない社会の実現を目指し、必要な環境整備を図るとともに、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策の推進と子どもの貧困の解消に取り組むことが必要となっています。

(2) 国や県の動向

国においては、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現を目指しています。

また、社会福祉法の一部が改正され、地域福祉計画が福祉分野の各計画の上位計画として位置付けられました。平成29（2017）年12月には、国からガイドラインが示され、地域福祉計画の策定にあたっては、「高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」や「包括的な支援体制の整備に関する事項」について、新たに盛り込むことが求められています。

山梨県においては、改正社会福祉法の趣旨を踏まえ、令和元（2019）年12月に「山梨県地域福祉支援計画」を改定し、安心して自分らしく暮らすことができる社会を構築するため、県内市町村における地域福祉計画の策定を含めた地域福祉の推進を図っています。

(3) 計画の策定の趣旨

本市においては、平成21（2009）年3月に「甲州市地域福祉計画」を、平成27（2015）年3月には「第2次甲州市地域福祉計画」（以下「第2次計画」という。）を策定し、地域福祉の推進を図ってきました。

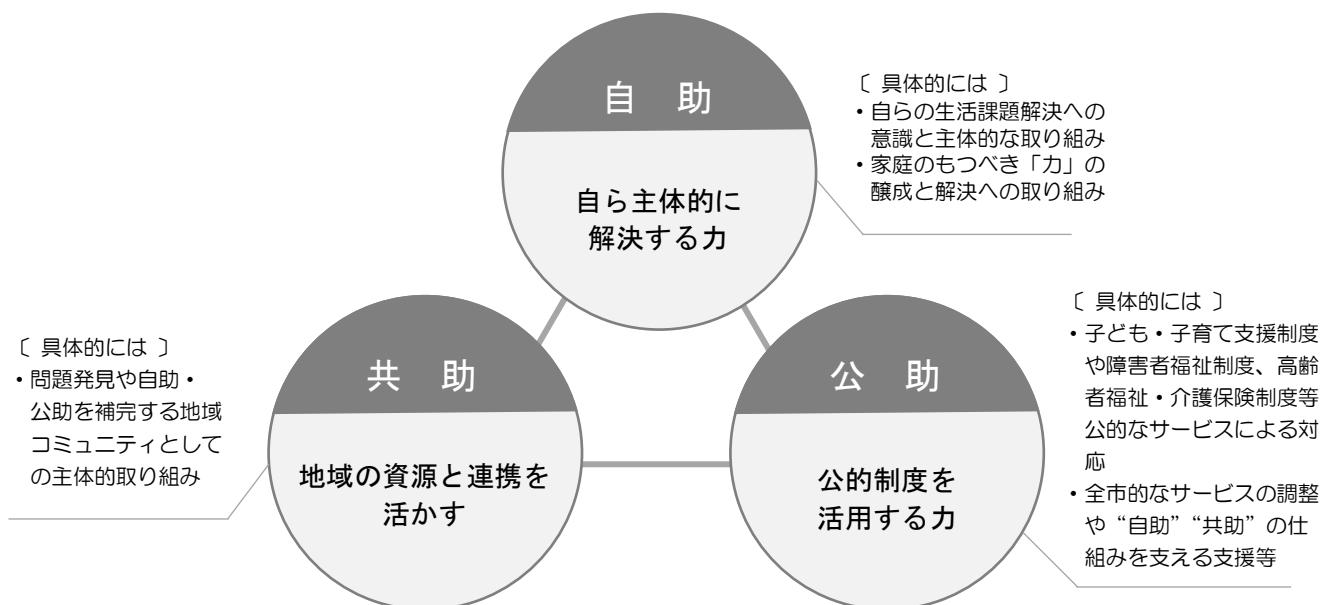
この度、第2次計画の期間が満了することから、これまでの取組の評価を行うとともに、国・県の動向を踏まえ、今後ますます複雑化・多様化していく福祉課題に対し適切に対応するとともに、本市の地域福祉に関する理解や取組の方向性を示す総合的な福祉計画として、「第3次甲州市地域福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

〔 地域福祉とは 〕

我が国の福祉においては、児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉等の対象者別に、それぞれの法律や制度によって、必要な福祉サービスが提供されてきました。これからの地域社会においては、子どもから高齢者までの誰もが住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らせ、「福祉（幸せや豊かさ）」を実感できる仕組みをつくり、それを持続させていくことが求められます。

そのためには、様々な生活課題について、個人や家族が自ら解決すること（自助）、地域やボランティア等による支え合い活動（共助）、行政等による支援（公助）の連携がますます重要となります。

地域社会における生活課題について、地域住民、地域活動団体、ボランティア団体、福祉活動団体、社会福祉協議会、行政等が協力し、ともに連携・協働しながら、解決につなげる仕組みづくりが地域福祉です。



Ⅱ 2 計画の位置付け

(1) 地域福祉計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」で、本市における地域福祉を推進するための施策展開の基本となるものです。

(2) 地域福祉計画に盛り込む事項

本計画においては、次の5つの事項についてその具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を盛り込むものとします。

- ① 地域における児童の福祉、障害者の福祉、高齢者の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項

【参考】 社会福祉法（抄）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営業者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

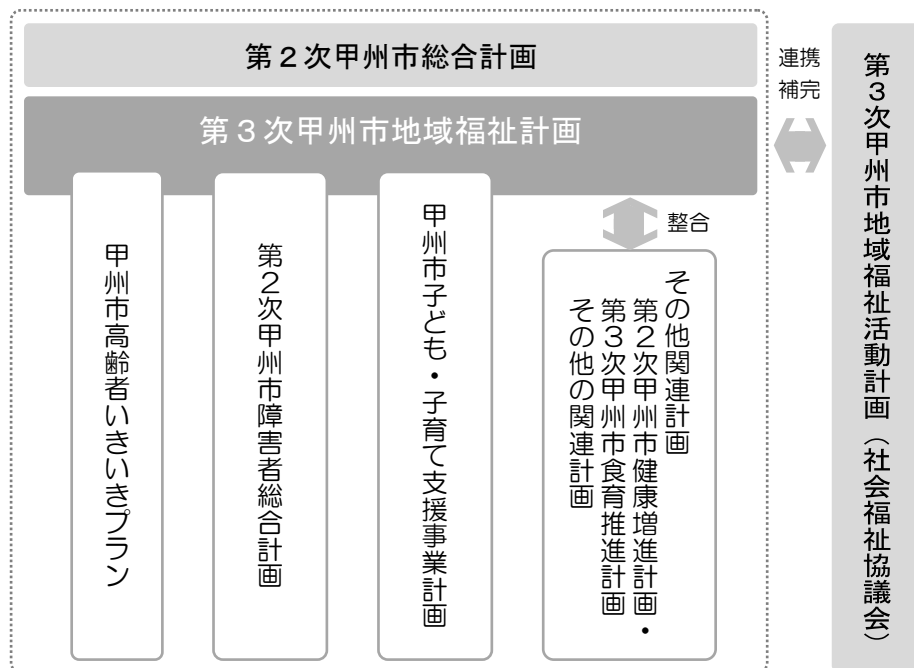
3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(3) 関連計画との関係

本計画は、第2次甲州市総合計画の分野別計画として位置付けるもので、本市の将来像「豊かな自然 歴史と文化に彩られた果樹園交流のまち 甲州市」の実現に資する福祉政策の基本指針となるものです。

また、地域福祉を一体的に推進する観点から、児童福祉（子育て支援）、障害者福祉、高齢者福祉等の分野別計画を横断的につなげる福祉の基本計画とします。さらに、健康づくり、防犯や防災、まちづくりや男女共同参画など、地域福祉の推進において関連がある分野との整合も図ります。

[位置付け図]



(4) 地域福祉活動計画との関係

甲州市社会福祉協議会では、第3次甲州市地域福祉活動計画（令和2年度～令和6年度）を策定し、地域住民、福祉活動団体、ボランティア団体等と連携しながら、総合的かつ計画的に市民主体の地域福祉の推進に取り組んでいきます。

本計画と第3次甲州市地域福祉活動計画とは、地域福祉を進める上での車の両輪として、理念と課題を共有しながら、その取組において相互に補完・連携を図ります。

(5) 成年後見制度利用促進基本計画の位置付け

本計画の「基本目標3」を成年後見制度の利用の促進に関する法律に規定される「成年後見制度利用促進基本計画」と位置付けます。

【参考】 成年後見制度の利用の促進に関する法律（抄）

（市町村の講ずる措置）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。

今後の社会情勢等の変化や分野別計画・関連計画との整合を考慮して、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
策定作業	第3次甲州市地域福祉計画				

4 計画の検証と課題の抽出

(1) 第2次計画の検証・評価

本市関係課及び社会福祉協議会の事業評価票及び報告書、また関係課へのヒアリングにより、第2次計画の施策や事業についての取組状況の確認や課題整理等を5回にわたるワーキンググループ会議において検証・評価を行い、本計画へ反映することといたしました。

(2) 地域福祉に関するアンケート調査

地域福祉に関する取組や考えなどを把握するため、地域福祉について市民アンケート調査を実施しました。

①調査対象

甲州市在住の20歳以上を無作為抽出

②調査期間

令和元年7月26日から令和元年8月9日まで

③調査方法

郵送による配布・回収

④回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
市民アンケート調査	2,000 通	784 通	39.2%

※アンケート調査結果は23～51頁へ記載



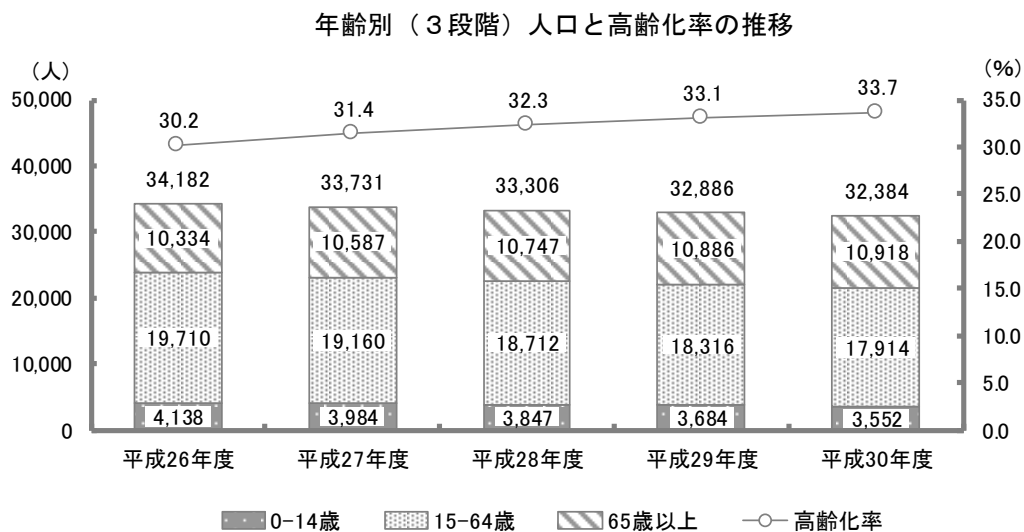
データからみる現状と課題

1 統計データからみる現状と課題

(1) 人口・世帯に関するデータ

①年齢別（3段階）人口と高齢化率の推移

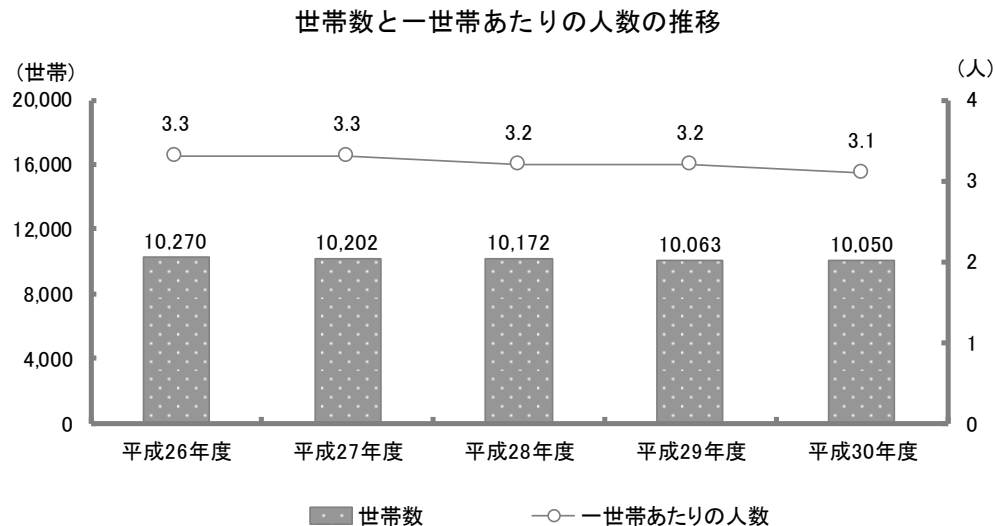
本市の総人口は32,384人、内訳は0～14歳が3,552人、15～64歳が17,914人、65歳以上が10,918人となっています。経年で比較すると、平成26年度以降総人口は年々減少傾向にあります。年齢別にみると、0～14歳、15～64歳が減少傾向にあり、65歳以上は増加傾向にあります。また、高齢化率は年々高くなっています。



資料：住民基本台帳（基準日：3月31日）

②世帯数と一世帯あたりの人数の推移

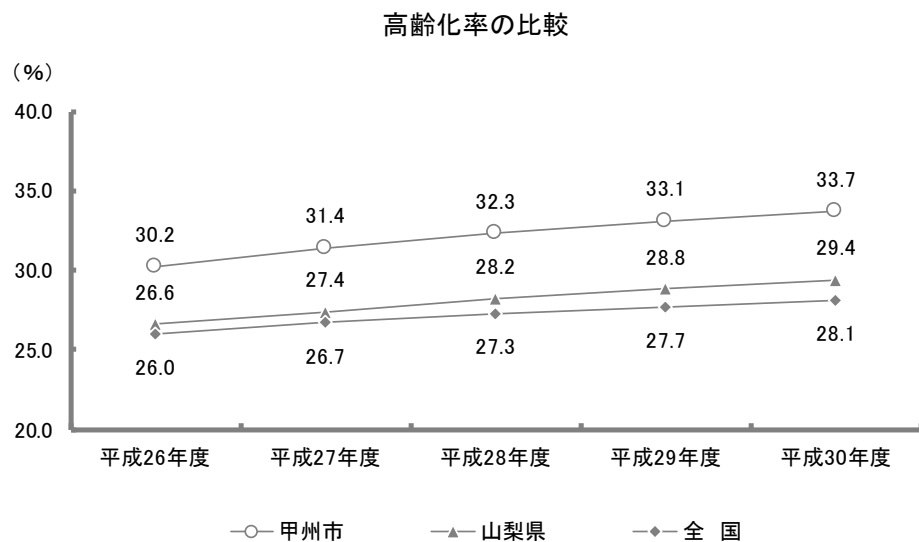
本市の世帯数は 10,050 世帯で、一世帯あたりの人数は 3.1 人となっています。経年で比較すると、世帯数、一世帯あたりの人数ともに微減傾向にあります。



資料：住民基本台帳（基準日：3月31日）、総務課

③高齢化率の比較

本市の高齢化率は 33.7%であり、国や山梨県を4～5ポイント程度上回っています。経年で比較すると、国や山梨県同様年々高くなっています。



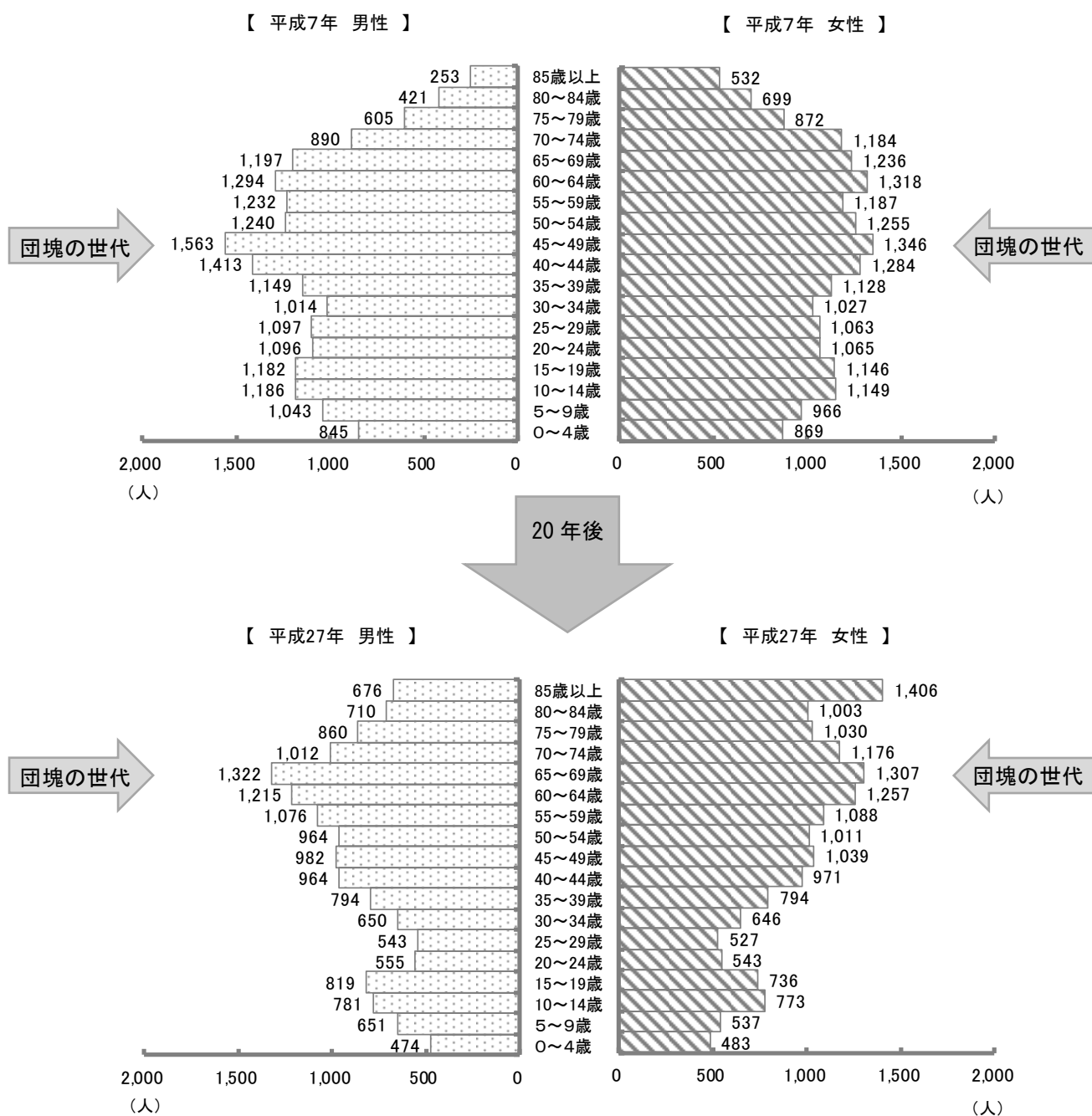
資料：国は人口推計（基準日：10月1日）、県は高齢者福祉基礎調査（基準日：4月1日）、市は住民基本台帳（基準日：3月31日）

④人口ピラミッド

平成 27 年の人口ピラミッドは、男女とも団塊の世代が含まれる 65～69 歳が多く、65 歳以上の高齢者が多くなっています。

また、平成 7 年と平成 27 年を比較すると、男女ともに 64 歳以下において減少、65 歳以上において増加しており、ピラミッドの形状が“つぼ型”から“逆ピラミッド型”に変化しているのが分かります。

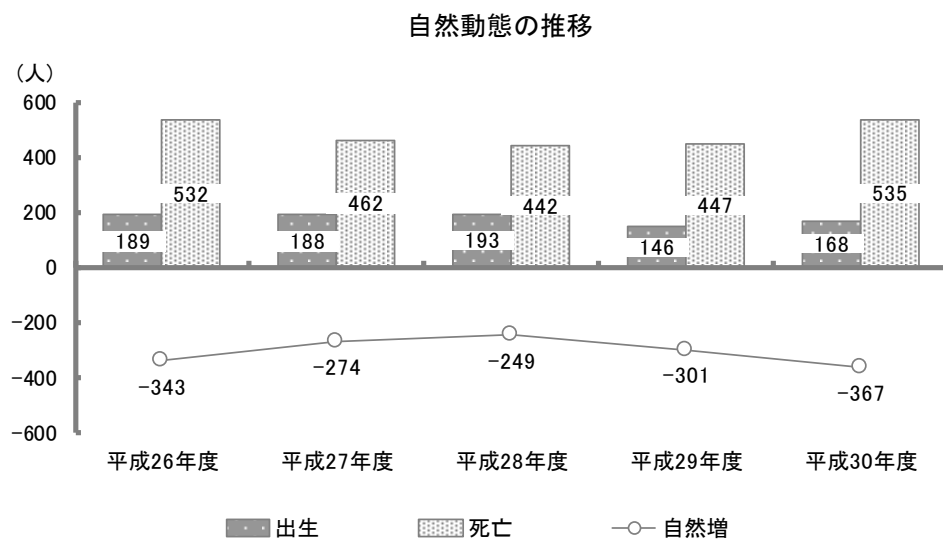
人口ピラミッド



資料：国勢調査

⑤自然動態の推移

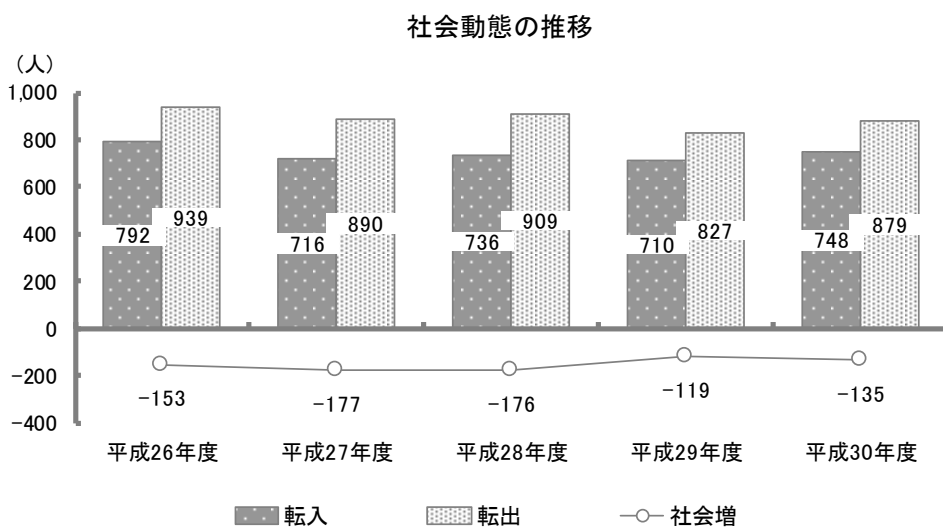
本市の自然動態は、出生が168人、死亡が535人となっており、自然増は前年度を66人下回っています。また、死亡した人数は平成26年度以降最も多くなっており、前年度を88人上回っています。



資料：住民基本台帳年報

⑥社会動態の推移

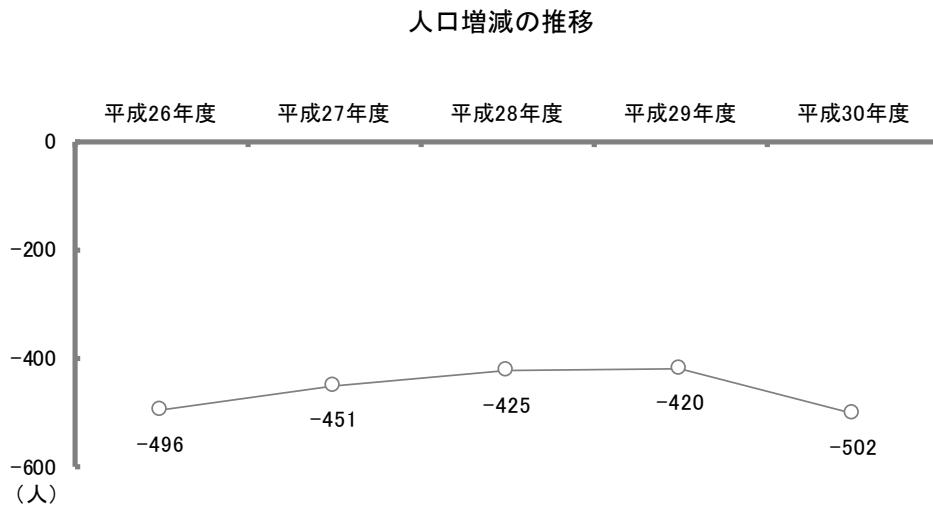
本市の社会動態は、転入が748人、転出が879人となっており、社会増は前年度を16人下回っていますが、平成30年度の数値はほぼ例年通りといえます。



資料：住民基本台帳年報

⑦人口増減の推移

自然動態と社会動態を合わせた本市の平成 26 年度から平成 30 年度までの人口増減は－502 人となっています。経年で比較すると、平成 26 年度以降 400～500 人程度の減少が続いています。



資料：住民基本台帳年報

(2) 子ども・障害者・高齢者に関するデータ

①園児数、児童数、生徒数の推移

保育園等園児数が 947 人、小学校児童数が 1,388 人、中学校生徒数が 791 人となっています。

経年で比較すると、保育園等園児数は増減を繰り返していますが、小学校児童数、中学校生徒数は減少傾向にあります。

園児数、児童数、生徒数の推移

保育園等園児数 単位：人	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
塩山地区	619	623	673	679	697	696
勝沼地区	293	289	269	265	233	226
大和地区	23	25	23	23	22	25
合計	935	937	965	967	952	947

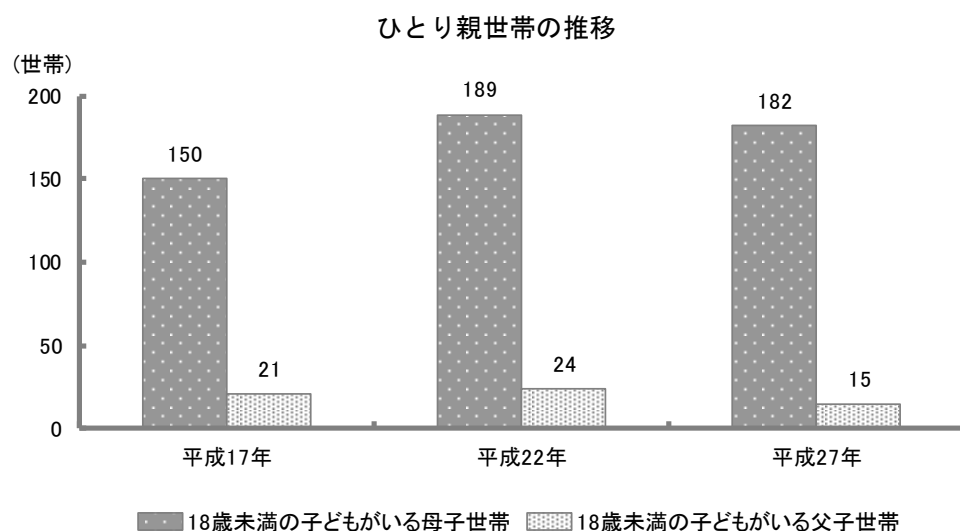
小学校児童数 単位：人	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
塩山地区	1,183	1,120	1,050	1,001	945	919
勝沼地区	496	471	467	452	451	437
大和地区	50	53	50	47	40	32
合計	1,729	1,644	1,567	1,500	1,436	1,388

中学校生徒数 単位：人	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
塩山地区	695	664	661	627	588	518
勝沼地区	289	297	295	271	245	245
大和地区	31	30	23	21	22	28
合計	1,015	991	979	919	855	791

資料：子育て支援課、教育総務課（基準日：5月1日）

②ひとり親世帯の推移

本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯は増加傾向となっており、平成27年で182世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯は減少傾向となっており、平成27年で15世帯となっています。



資料：国勢調査（基準日：10月1日）

③各種児童福祉手当等支給状況の推移

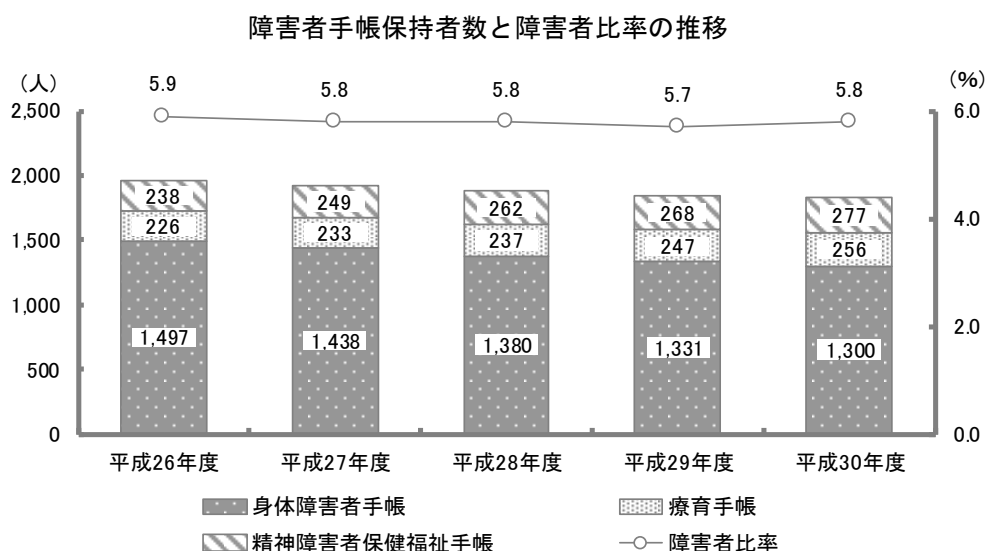
児童福祉手当等支給状況は、児童扶養手当が241件、特別児童扶養手当が55件、障害児福祉手当が16件、特別障害者手当が24件となっています。経年で比較すると、児童扶養手当は年々減少しているものの、障害児福祉手当、特別障害者手当の区分で微増傾向がみられます。

各種児童福祉手当等支給状況の推移						
区分 単位：件・人		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
児童扶養手当	受給件数	298	285	275	255	241
	受給対象児童数	468	449	423	394	362
特別児童扶養手当	受給件数	49	49	50	55	55
	受給対象障害児数	51	50	51	58	58
障害児福祉手当	受給件数	12	12	12	14	16
	受給者数	12	12	12	14	16
特別障害者手当	受給件数	28	25	25	26	24
	受給者数	28	25	25	26	24

資料：子育て支援課・福祉課（基準日：3月31日）

④障害者手帳保持者数と障害者比率の推移

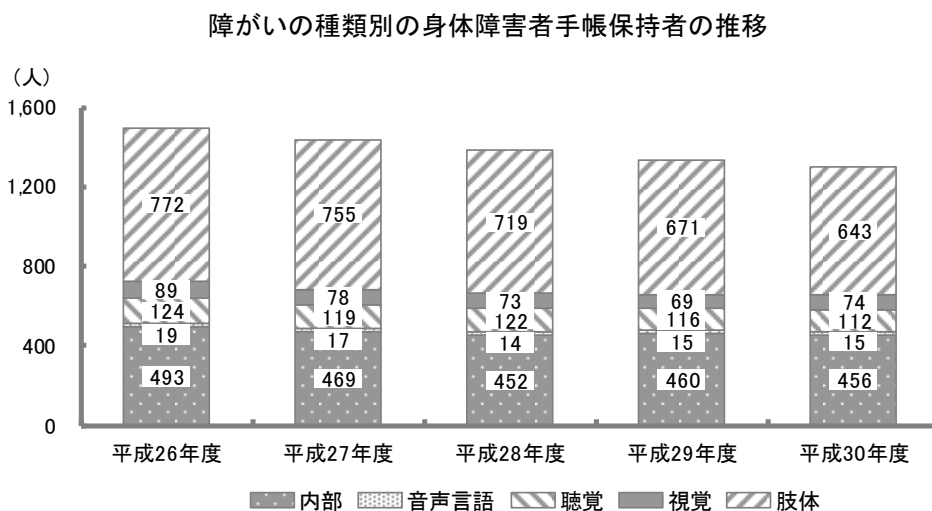
障害者手帳保持者は、身体障害者手帳が 1,300 人、療育手帳が 256 人、精神障害者保健福祉手帳が 277 人で、障害者比率は 5.8%となっています。経年で比較すると、身体障害者手帳が年々減少傾向にあるのに対し、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳は年々微増傾向にあります。また、障害者比率は横ばいとなっています。



資料：福祉課（基準日：3月31日）

⑤障害の種類別の身体障害者手帳保持者の推移

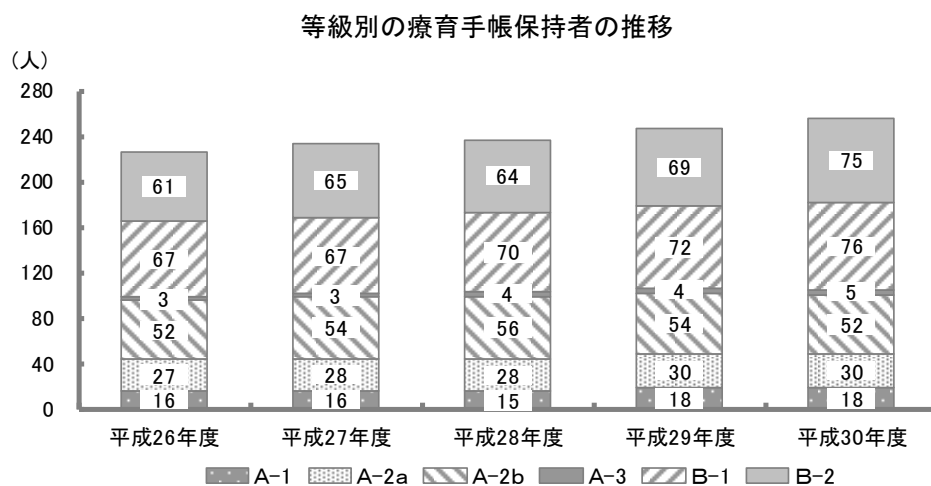
障害の種類別の身体障害者手帳保持者は、内部が 456 人、音声言語が 15 人、聴覚が 112 人、視覚が 74 人、肢体が 643 人となっています。経年で比較すると、どの種類においても、減少傾向にあります。



資料：福祉課（基準日：3月31日）

⑥等級別の療育手帳保持者の推移

療育手帳保持者の等級は、A－1が18人、A－2aが30人、A－2bが52人、A－3が5人、B－1が76人、B－2が75人となっています。経年で比較すると、特にB－1、B－2が増加傾向にあります。

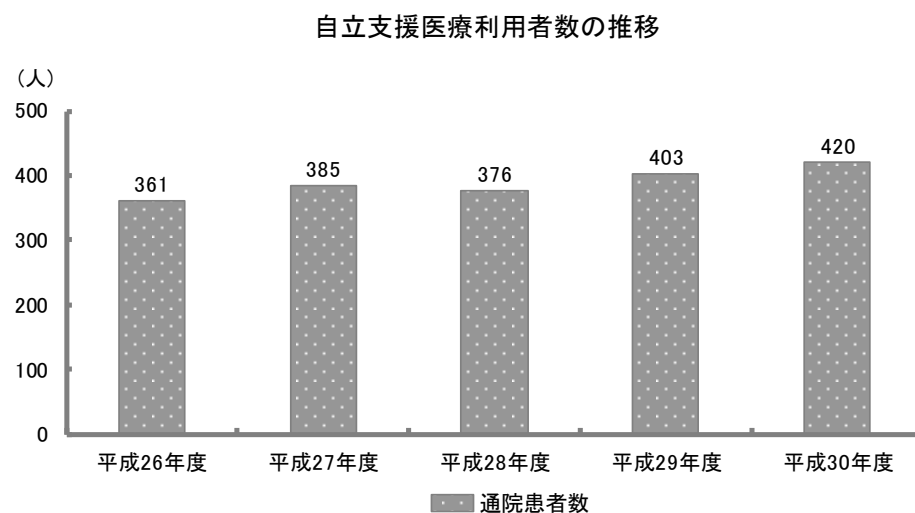


療育手帳の等級

等級	判定内容
A－1	最重度または重度の知的障害を有し、身体障害者手帳1級または2級の障害を有するもの
A－2 a	最重度の知的障害を有するもの
A－2 b	重度の知的障害を有するもの
A－3	中度の知的障害を有し、身体障害者手帳1級～3級に該当する障害を有するもの
B－1	中度の知的障害を有するもの
B－2	軽度の障害を有するもの

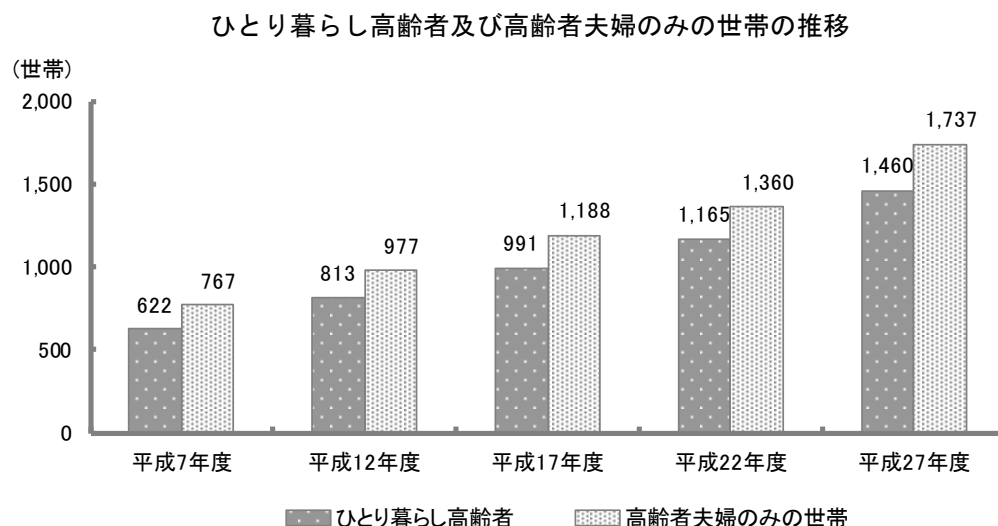
⑦自立支援医療利用者数の推移

精神疾患による通院患者数（自立支援医療利用者数）は420人となっています。経年で比較すると、年々増加傾向にあります。



⑧ひとり暮らし高齢者及び高齢者夫婦のみの世帯の推移

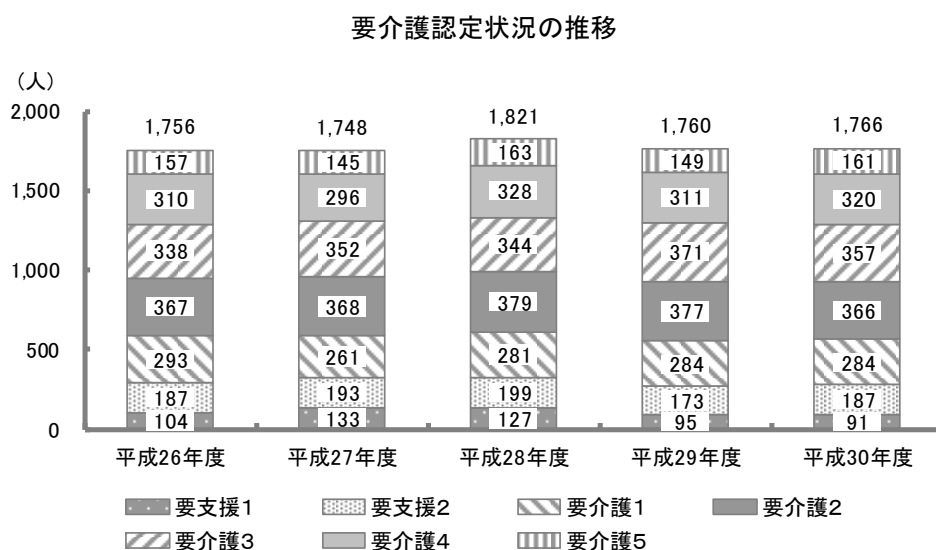
ひとり暮らしの高齢者は 1,460 世帯、高齢者の夫婦のみの世帯は 1,737 世帯となっています。この 20 年で急激に増加しており、それぞれ倍以上の世帯数となっています。



資料：国勢調査（基準日：10月1日）

⑨要介護認定状況の推移

要介護認定者数は 1,766 人となっており、内訳は要支援1が 91 人、要支援2が 187 人、要介護1が 284 人、要介護2が 366 人、要介護3が 357 人、要介護4が 320 人、要介護5が 161 人となっています。経年で比較すると、増減を繰り返し、横ばいで推移しています。



資料：介護支援課（基準日：3月31日）

⑩福祉施設入所状況の推移

福祉施設の入所状況は、特別養護老人ホームが 277 人（うち 112 人は地域密着）、養護老人ホームが 13 人、児童養護施設が 32 人となっています。経年で比較すると、どの区分においても横ばいで大きな差異はみられません。

福祉施設入所状況の推移

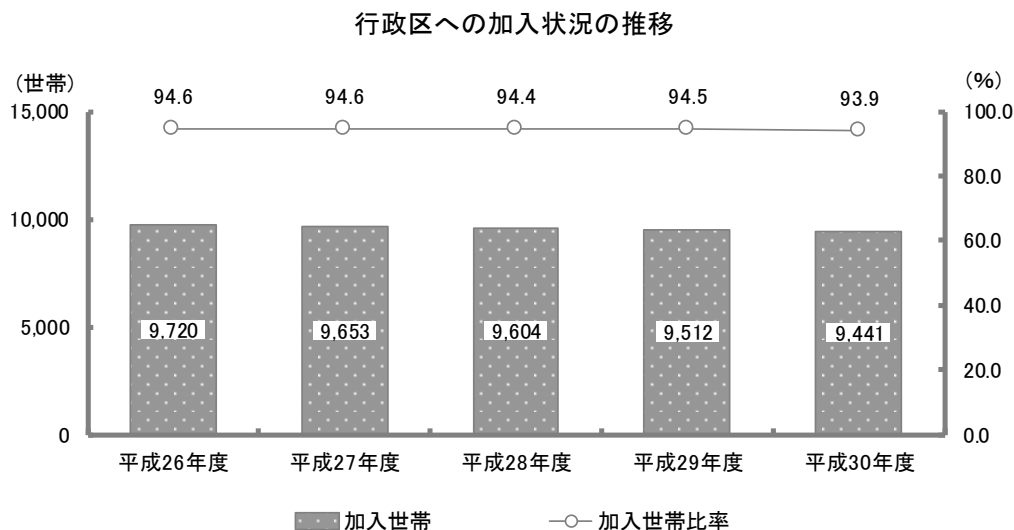
区分 単位：件・人		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
老人福祉施設	特別養護老人ホーム （うち地域密着） ※地域密着は平成 24 年度から	235 (79)	240 (84)	268 (111)	269 (113)	277 (112)
	養護老人ホーム	17	17	14	14	13
児童福祉施設	児童養護施設	33	31	34	32	32
障害者施設	入所施設	40	36	34	34	32

資料：介護支援課、福祉課（基準日：3 月 31 日）

(3) その他の地域福祉に関するデータ

①行政区への加入状況の推移

甲州市内の区への加入世帯数は 9,441 世帯で、加入世帯比率は 93.9%となっています。経年で比較すると、加入世帯数、加入世帯比率ともに減少傾向にあります。



資料：総務課（基準日：3月31日）

②相談件数の推移

相談件数は、福祉あんしん相談センターでの相談が 9,313 件、地域包括支援センター総合相談が 1,543 件、結婚相談が 67 件、無料法律相談が 71 件、無料消費生活相談が 33 件、行政相談が 16 件、人権相談が 2 件、家庭相談が 2 件、母子相談員相談が 53 件となっています。経年で比較すると、どの相談においても増減を繰り返しており、最も相談件数が多い福祉あんしん相談センターは、平成26年度以降 9,000 ～10,000 件前後で推移しています。

相談件数の推移

相談事業名 単位：件	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
地域包括支援センター総合相談 ※電話・来所・訪問・その他	1,482	1,334	1,284	1,429	1,543
結婚相談	109	97	95	105	67
無料法律相談 ※相談件数制限あり（事前申し込み制）	71	77	72	73	71
無料消費生活相談	43	42	37	24	33
行政相談	4	8	9	14	16
人権相談	0	1	0	0	2
家庭相談	1	4	5	6	2
母子相談員相談	57	49	49	33	53
福祉あんしん相談センター ※電話・来所・訪問・その他	8,754	10,699	10,283	10,701	9,313

資料：介護支援課、市民生活課、子育て支援課、福祉課

③生活保護の状況（延世帯・延人員）の推移

生活保護を受けている延世帯は 7,354 世帯、延人数は 8,970 人となっています。
経年で比較すると、世帯数は年々増加傾向にあります。

また、生活保護の区分別では、医療扶助において増加幅が大きくなっています。

生活保護の状況（延世帯・延人員）の推移

区分 単位：世帯・人		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計	延世帯	6,728	6,694	6,767	7,133	7,354
	延人員	9,028	8,709	8,639	8,830	8,970
生活扶助	延世帯	2,017	2,004	2,063	2,266	2,242
	延人員	2,786	2,685	2,749	2,931	2,826
住宅扶助	延世帯	1,740	1,764	1,780	1,786	1,730
	延人員	2,517	2,443	2,418	2,359	2,209
教育扶助	延世帯	181	142	108	98	83
	延人員	305	233	180	131	140
医療扶助	延世帯	395	333	291	469	699
	延人員	419	357	316	507	740
介護扶助	延世帯	2,310	2,370	2,421	2,398	2,504
	延人員	2,908	2,909	2,869	2,757	2,958
出産扶助	延世帯	0	0	0	0	0
	延人員	0	0	0	0	0
生業扶助	延世帯	77	73	99	103	91
	延人員	85	74	102	132	92
葬祭扶助	延世帯	8	8	5	13	5
	延人員	8	8	5	13	5
保護世帯数 人員数	延世帯	2,816	2,870	2,927	2,885	2,803
	延人員	3,872	3,798	3,769	3,630	3,446
実世帯数 実人員数	世帯	234	246	250	235	235
	人員	322	321	317	290	291

資料：福祉行政報告例

④国別外国人の推移

市内在住の外国人は 211 人で、国籍は中国が最も多く、次いでベトナム、フィリピン、韓国、米国などとなっています。性別では、男性より女性が多く、女性が男性の約2倍となっています。経年で比較すると、平成 28 年度以降男性は横ばい、女性の数は微増傾向にあります。

国別外国人の推移

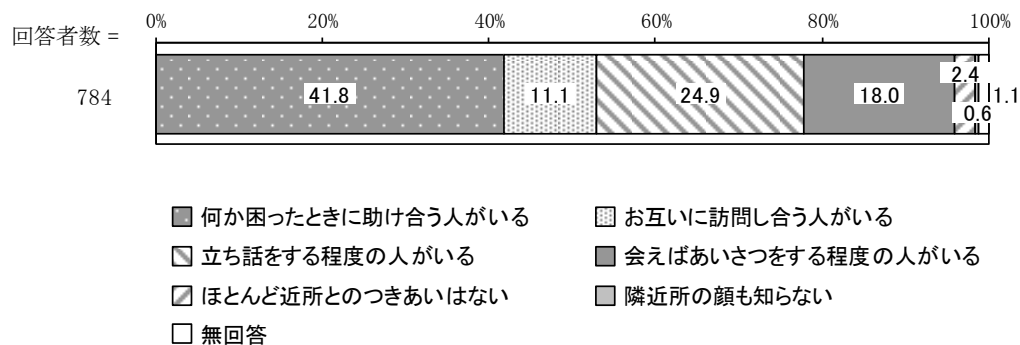
国籍 単位：人	平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度		
	性別		合計	性別		合計	性別		合計
	男	女		男	女		男	女	
中国	13	39	52	13	35	48	16	38	54
ベトナム	15	14	29	18	23	41	17	31	48
フィリピン	1	27	28	1	29	30	4	26	30
韓国	6	17	23	6	17	23	6	17	23
米国	6	4	10	7	6	13	8	6	14
タイ	1	12	13	1	13	14	0	12	12
インドネシア	7	3	10	9	3	12	7	2	9
台湾	1	4	5	0	4	4	0	5	5
スリランカ	2	2	4	3	2	5	2	2	4
英国	1	0	1	2	1	3	2	1	3
ブラジル	1	1	2	1	1	2	1	1	2
オランダ	1	0	1	1	0	1	1	0	1
キプロス	1	0	1	1	0	1	1	0	1
マレーシア	0	2	2	0	1	1	0	1	1
ミャンマー	0	1	1	0	1	1	0	1	1
インド	1	0	1	1	0	1	1	0	1
ペルー	1	0	1	1	0	1	1	0	1
スロバキア	1	0	1	1	0	1	1	0	1
フランス	1	1	2	1	0	1	0	0	0
アルゼンチン	0	1	1	0	0	0	0	0	0
イラン	1	0	1	0	0	0	0	0	0
合計	61	128	189	67	136	203	68	143	211

資料：外国人地域国籍別人員集計表

2 市民アンケート調査でみる現状

①あなたのご近所との関係は次のどれに最も近いですか。

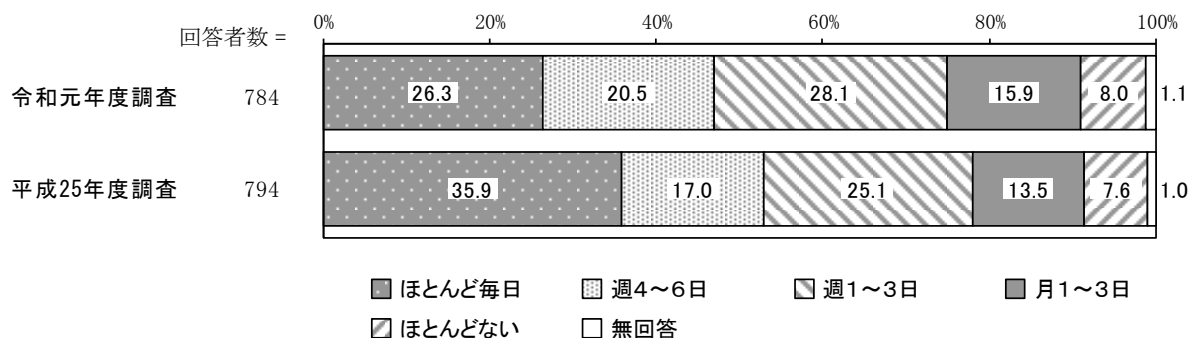
「何か困ったときに助け合う人がある」の割合が41.8%と最も高く、次いで「立ち話をする程度の人がある」の割合が24.9%、「会えばあいさつをする程度の人がある」の割合が18.0%となっています。



②家族以外の人（近所の人、友人など）と話をする機会はどれくらいありますか。

「週1～3日」の割合が28.1%と最も高く、次いで「ほとんど毎日」の割合が26.3%、「週4～6日」の割合が20.5%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「ほとんど毎日」の割合が減少しています。

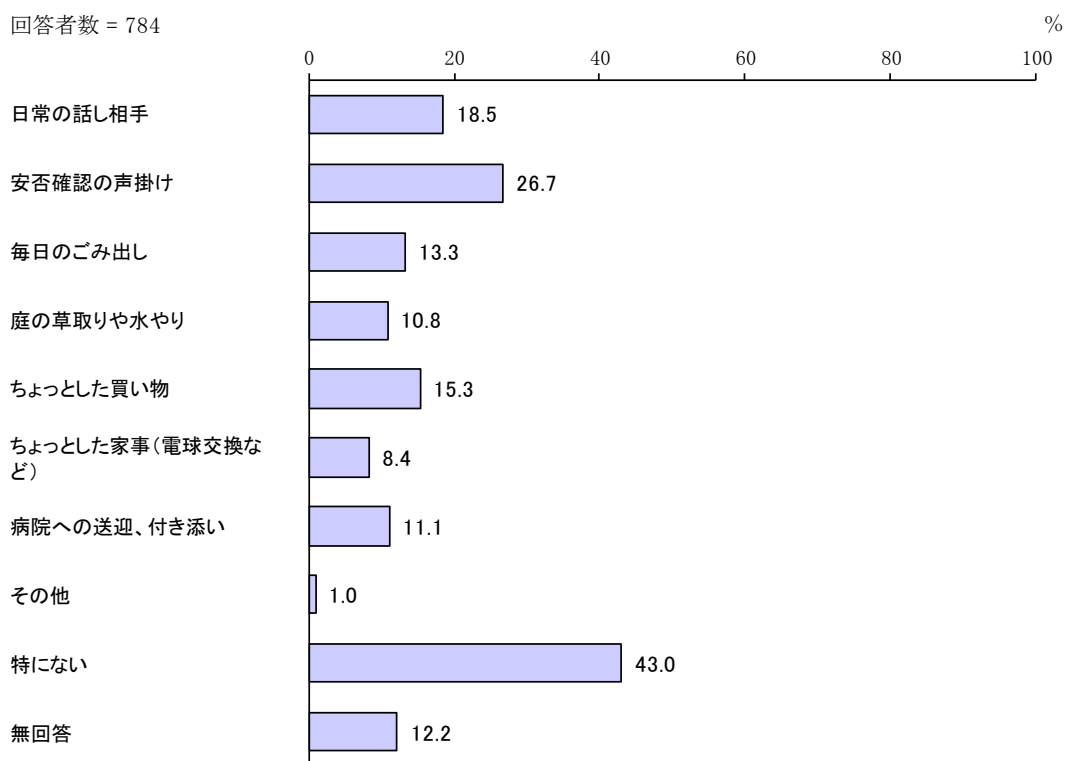


③日常生活で不自由になったときの手伝い。

(1) 近所の人に手伝ってほしいことはありますか。

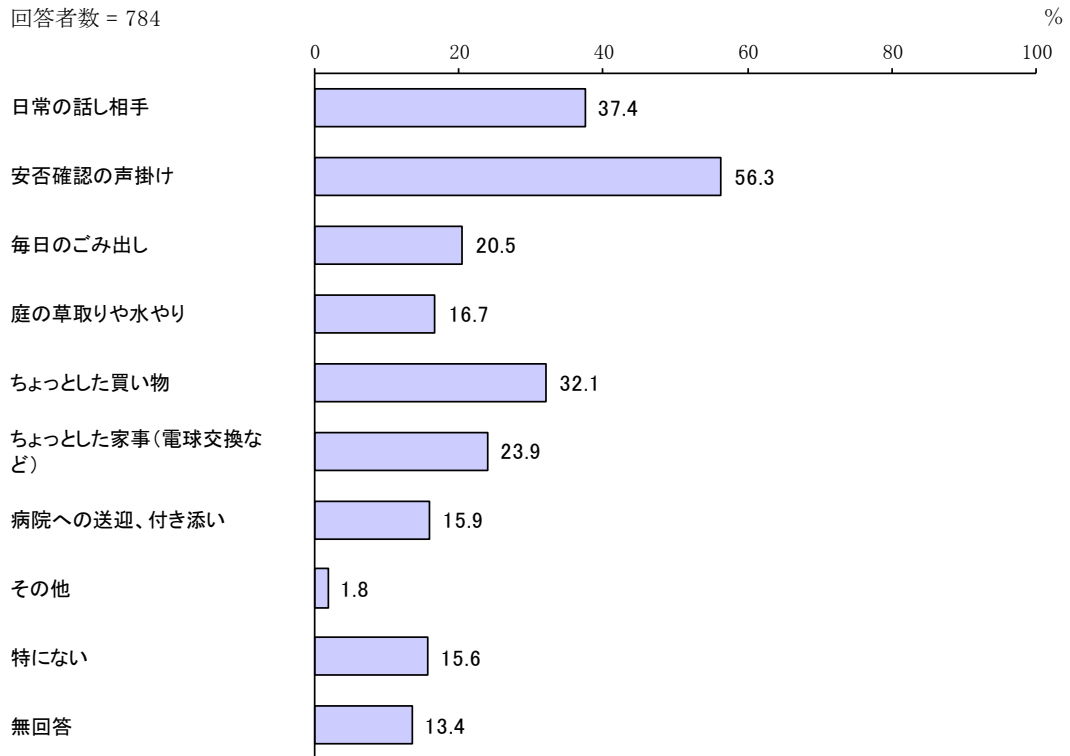
「特にない」の割合が 43.0%と最も高く、次いで「安否確認の声掛け」の割合が 26.7%、「日常の話し相手」の割合が 18.5%となっています。

回答者数 = 784



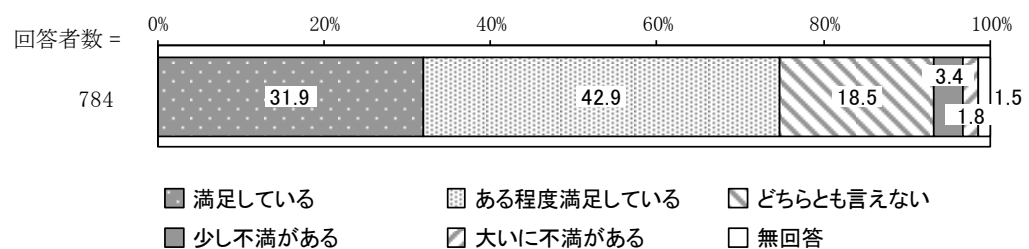
(2) 近所の人が困っているとき、手伝えることができることはありますか。

「安否確認の声掛け」の割合が56.3%と最も高く、次いで「日常の話し相手」の割合が37.4%、「ちょっとした買い物」の割合が32.1%となっています。



④現在の近所づきあいに満足していますか。

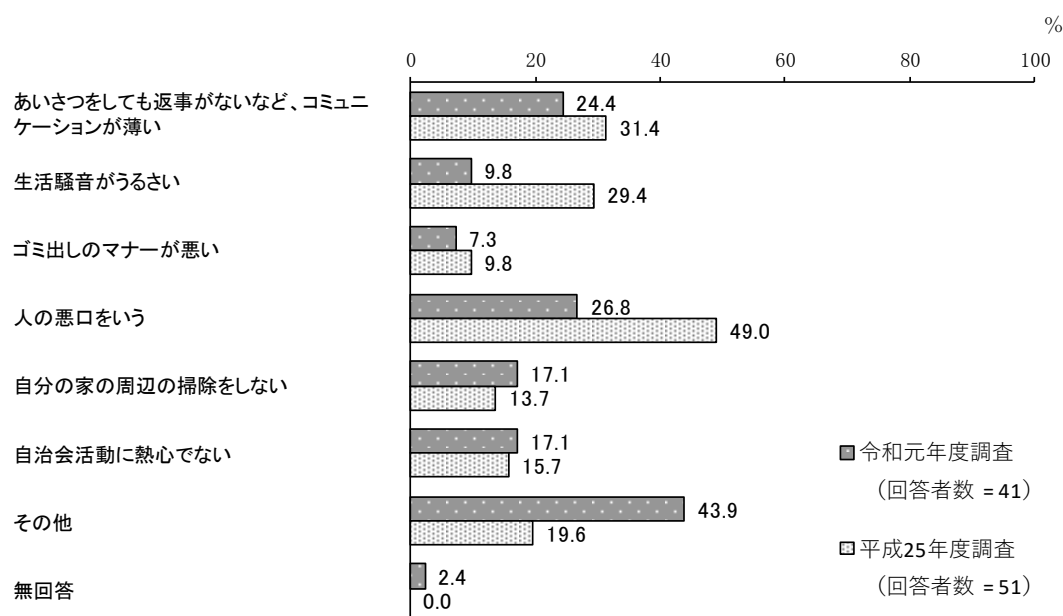
「ある程度満足している」の割合が42.9%と最も高く、次いで「満足している」の割合が31.9%、「どちらとも言えない」の割合が18.5%となっています。



⑤どんなことに不満を感じていますか。

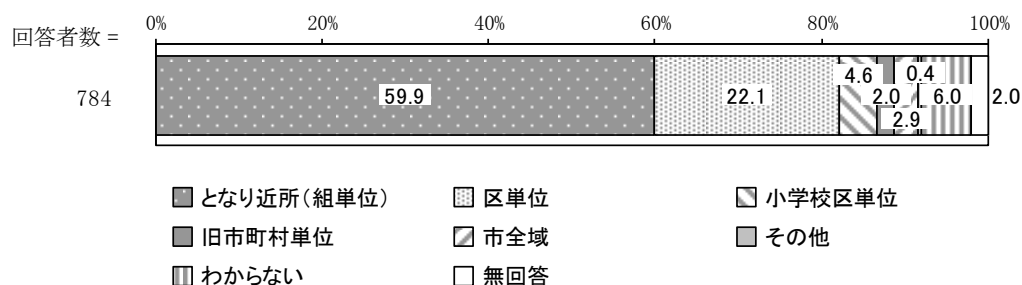
「人の悪口をいう」の割合が26.8%と最も高く、次いで「あいさつをしても返事がないなど、コミュニケーションが薄い」の割合が24.4%、「自分の家の周辺の掃除をしない」、「自治会活動に熱心でない」の割合が17.1%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「あいさつをしても返事がないなど、コミュニケーションが薄い」「生活騒音がうるさい」「人の悪口をいう」の割合が減少しています。



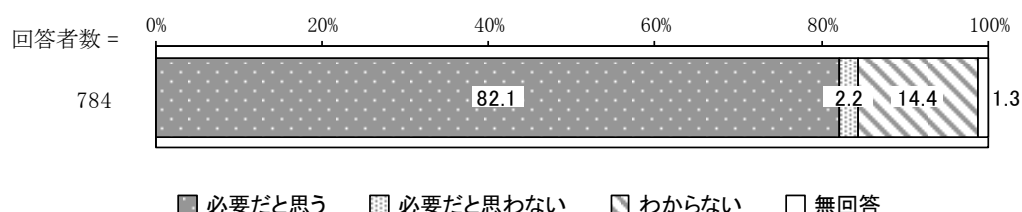
⑥あなたにとって、住民が互いに助け合いの活動を行う「地域」とはどの範囲だと思われますか。

「となり近所（組単位）」の割合が59.9%と最も高く、次いで「区単位」の割合が22.1%となっています。



⑦あなたは、「地域」の中で起きる問題に対して、住民相互の自主的な助け合いの関係（協力関係）が必要だと思いますか。

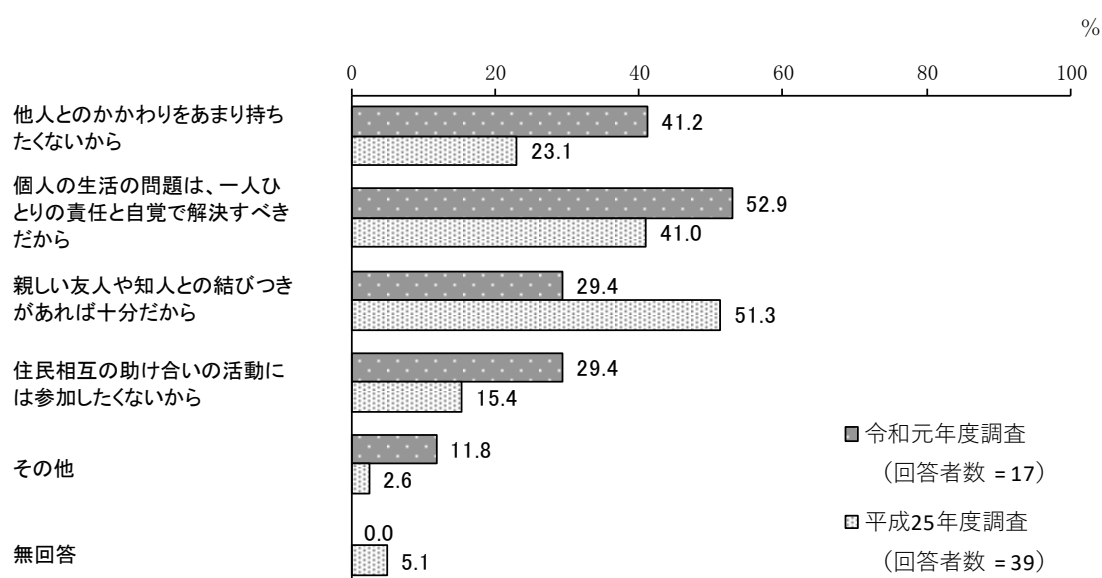
「必要だと思う」の割合が 82.1%と最も高く、次いで「わからない」の割合が 14.4%となっています。



⑧必要だと思わないのはどのような理由からですか。

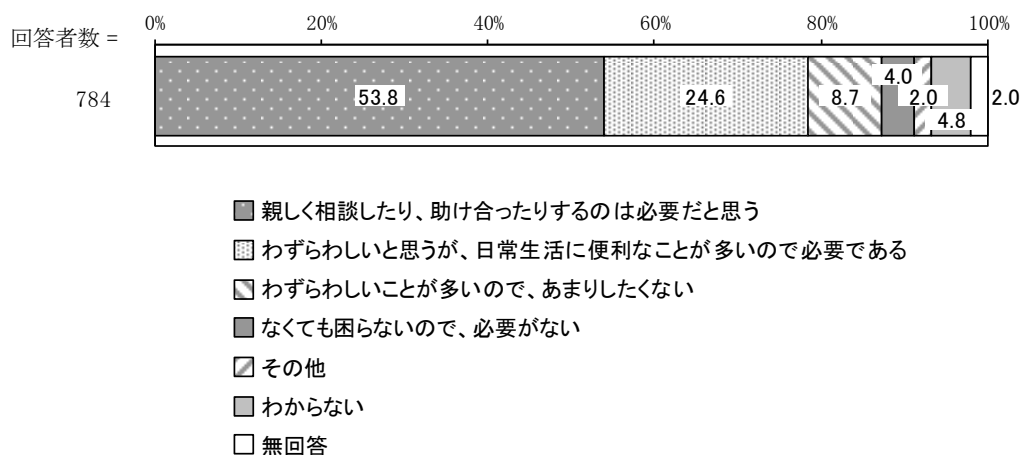
「個人の生活の問題は、一人ひとりの責任と自覚で解決すべきだから」の割合が 52.9%と最も高く、次いで「他人とのかかわりをあまり持ちたくないから」の割合が 41.2%、「親しい友人や知人との結びつきがあれば十分だから」、「住民相互の助け合いの活動には参加したくないから」の割合が 29.4%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「他人とのかかわりをあまり持ちたくないから」「個人の生活の問題は、一人ひとりの責任と自覚で解決すべきだから」「住民相互の助け合いの活動には参加したくないから」の割合が増加しています。一方、「親しい友人や知人との結びつきがあれば十分だから」の割合が減少しています。



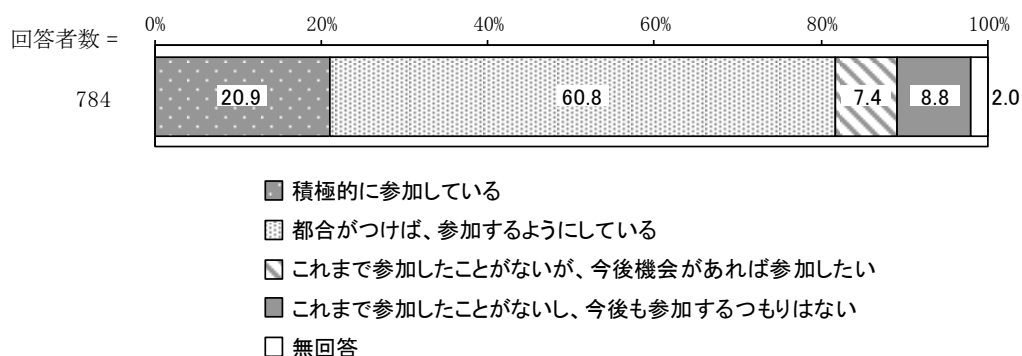
⑨あなたの近所づきあいの考え方は、次のどれに近いですか。

「親しく相談したり、助け合ったりするのは必要だと思う」の割合が 53.8%と最も高く、次いで「わずらわしいと思うが、日常生活に便利なが多いので必要である」の割合が 24.6%となっています。



⑩あなたは住まいの地域で、自治会行事などの地域活動に参加していますか。

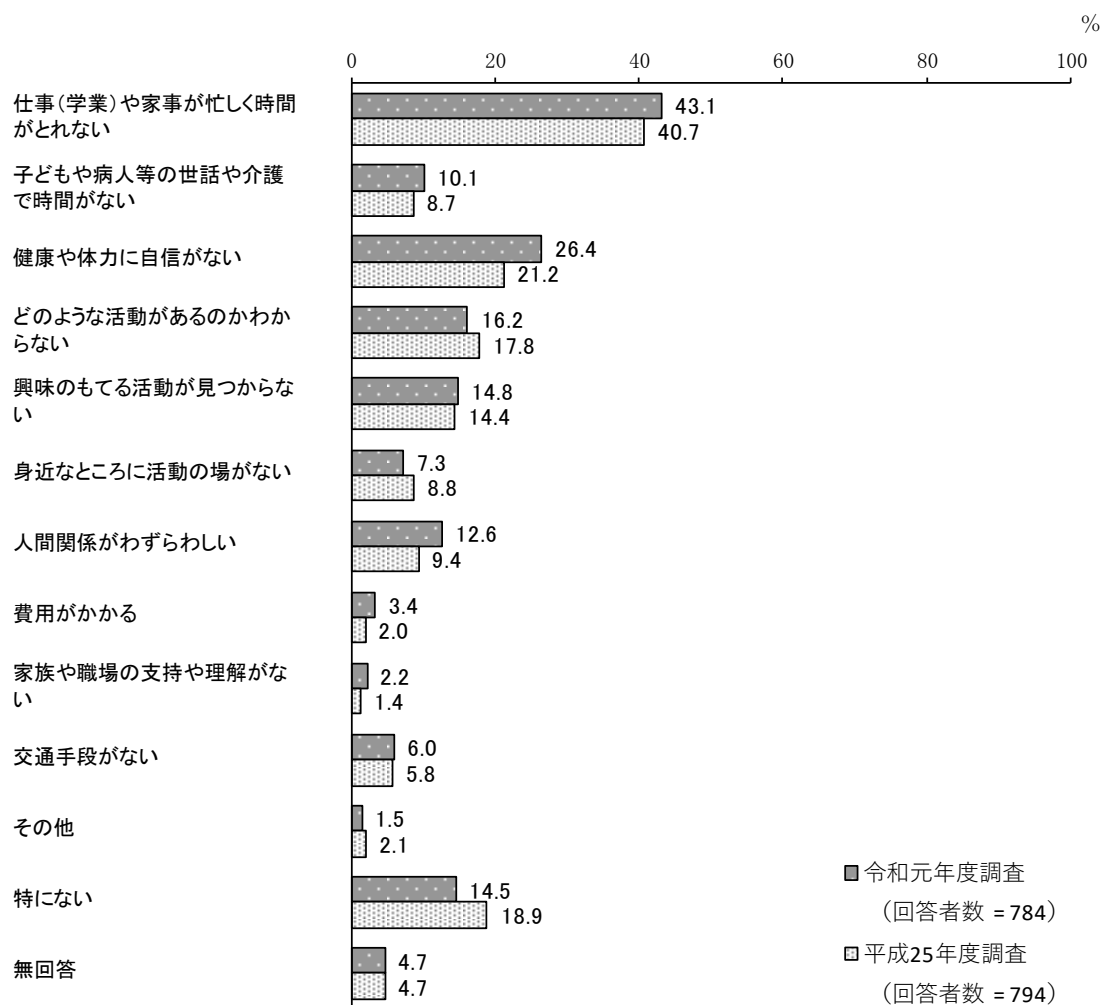
「都合がつけば、参加するようにしている」の割合が 60.8%と最も高く、次いで「積極的に参加している」の割合が 20.9%となっています。



⑪あなたが地域活動に参加するうえで、支障になることがありますか。

「仕事（学業）や家事が忙しく時間がとれない」の割合が43.1%と最も高く、次いで「健康や体力に自信がない」の割合が26.4%、「どのような活動があるのかわからない」の割合が16.2%となっています。

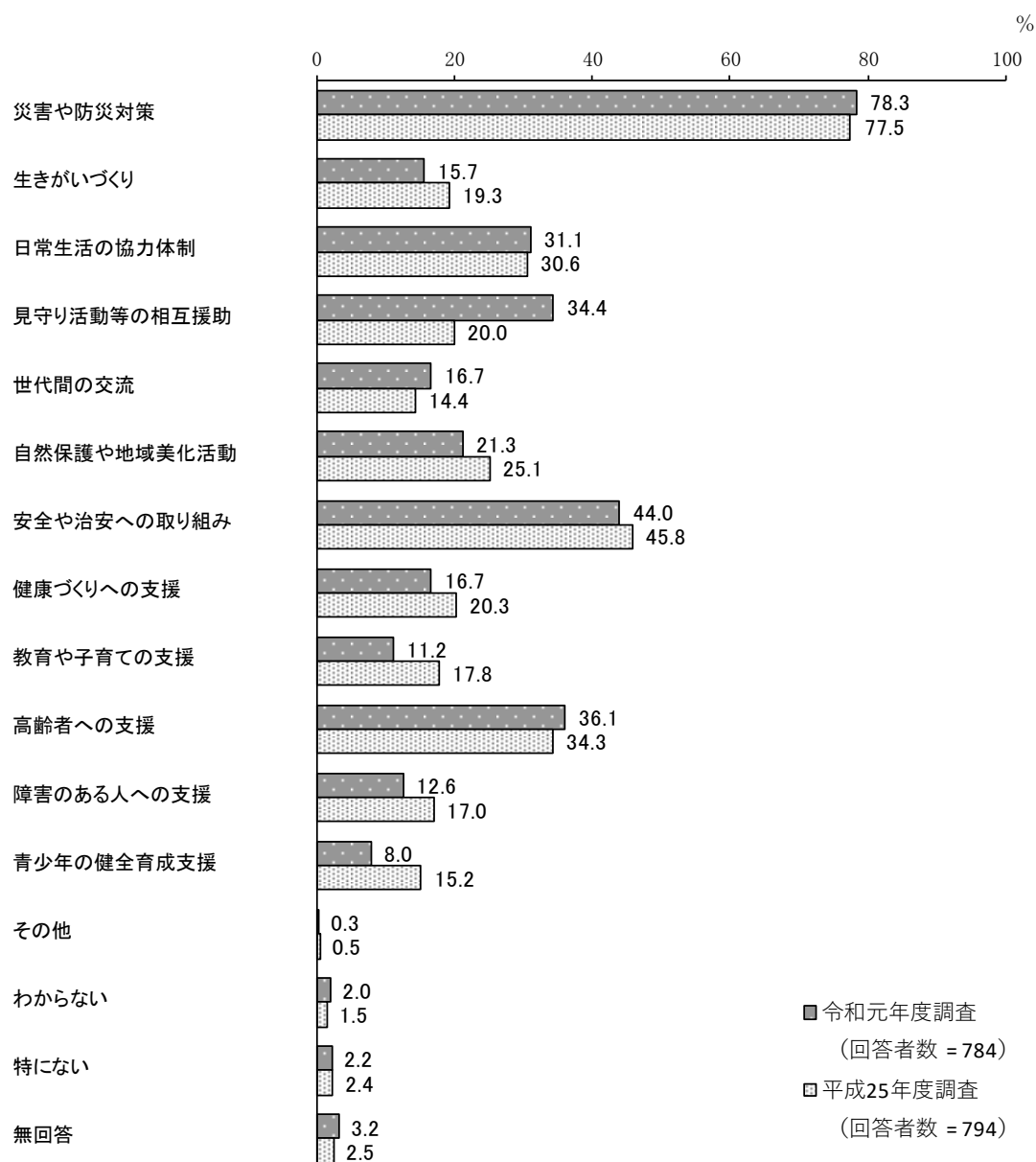
平成25年度調査と比較すると、「健康や体力に自信がない」の割合が増加しています。



⑫あなたは、地域としての役割や地域の人が協力して取り組むことについて、特にどのようなことを期待しますか。

「災害や防災対策」の割合が 78.3%と最も高く、次いで「安全や治安への取り組み」の割合が 44.0%、「高齢者への支援」の割合が 36.1%となっています。

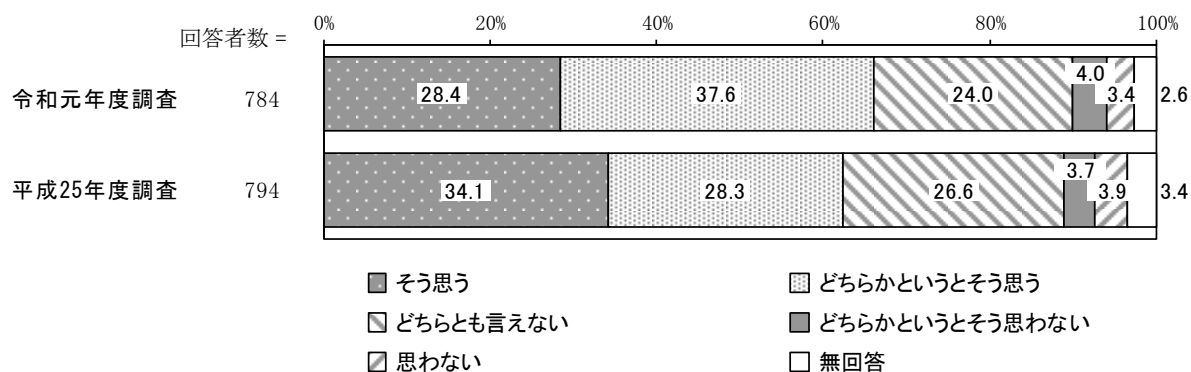
平成 25 年度調査と比較すると、「見守り活動等の相互援助」の割合が増加しています。一方、「教育や子育ての支援」「青少年の健全育成支援」の割合が減少しています。



⑬あなたは、地域社会に支えられていると思いますか。

「どちらかというと思う」の割合が37.6%と最も高く、次いで「そう思う」の割合が28.4%、「どちらとも言えない」の割合が24.0%となっています。

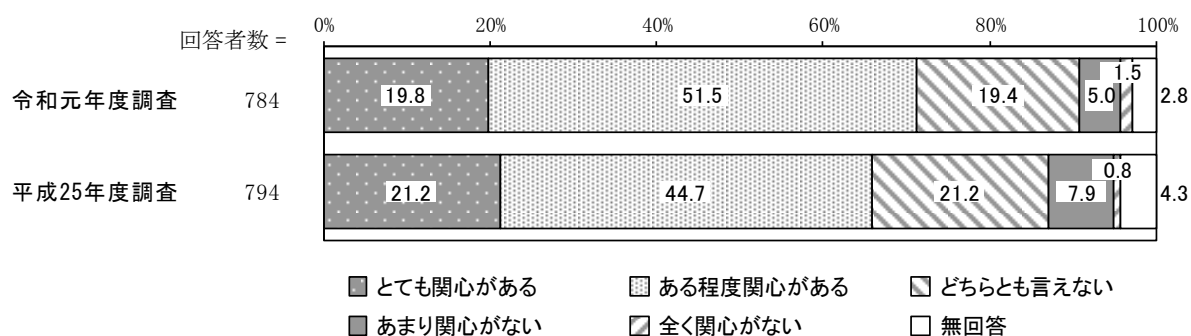
平成25年度調査と比較すると、「どちらかというと思う」の割合が増加しています。一方、「そう思う」の割合が減少しています。



⑭あなたは、「福祉」に関心がありますか。

「ある程度関心がある」の割合が51.5%と最も高く、次いで「とても関心がある」の割合が19.8%、「どちらとも言えない」の割合が19.4%となっています。

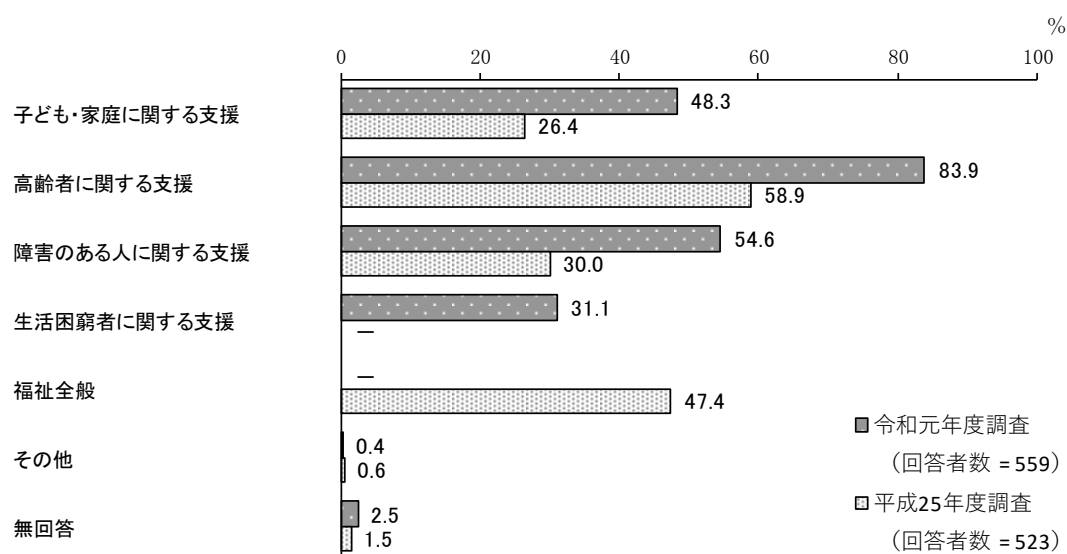
平成25年度調査と比較すると、「ある程度関心がある」の割合が増加しています。



⑮関心がある福祉はどのような分野ですか。

「高齢者に関する支援」の割合が83.9%と最も高く、次いで「障害のある人に関する支援」の割合が54.6%、「子ども・家庭に関する支援」の割合が48.3%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「子ども・家庭に関する支援」「高齢者に関する支援」「障害のある人に関する支援」「生活困窮者に関する支援」の割合が増加しています。

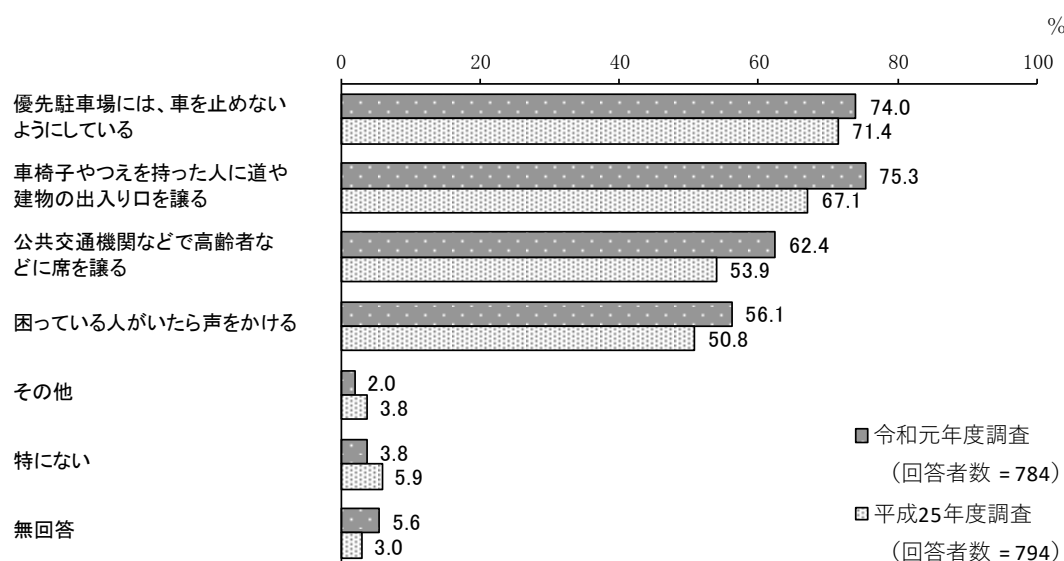


※「生活困窮者に関する支援」は令和元年度調査から新たに追加しました。また、「福祉全般」は令和元年度調査にはありませんでした。

⑩あなたは、外出中、どのようなことに心がけていますか。

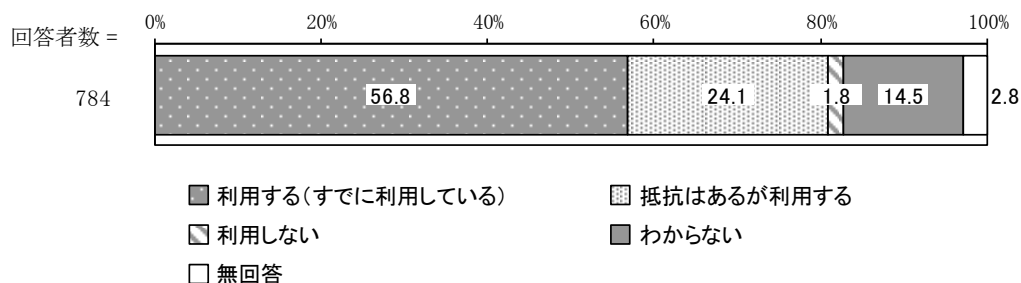
「車椅子やつえを持った人に道や建物の出入り口を譲る」の割合が 75.3%と最も高く、次いで「優先駐車場には、車を止めないようにしている」の割合が 74.0%、「公共交通機関などで高齢者などに席を譲る」の割合が 62.4%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「車椅子やつえを持った人に道や建物の出入り口を譲る」「公共交通機関などで高齢者などに席を譲る」「困っている人がいたら声をかける」の割合が増加しています。



⑪あなた自身やあなたの家族に、福祉サービスが必要になったとき、すぐにサービスを利用しますか。

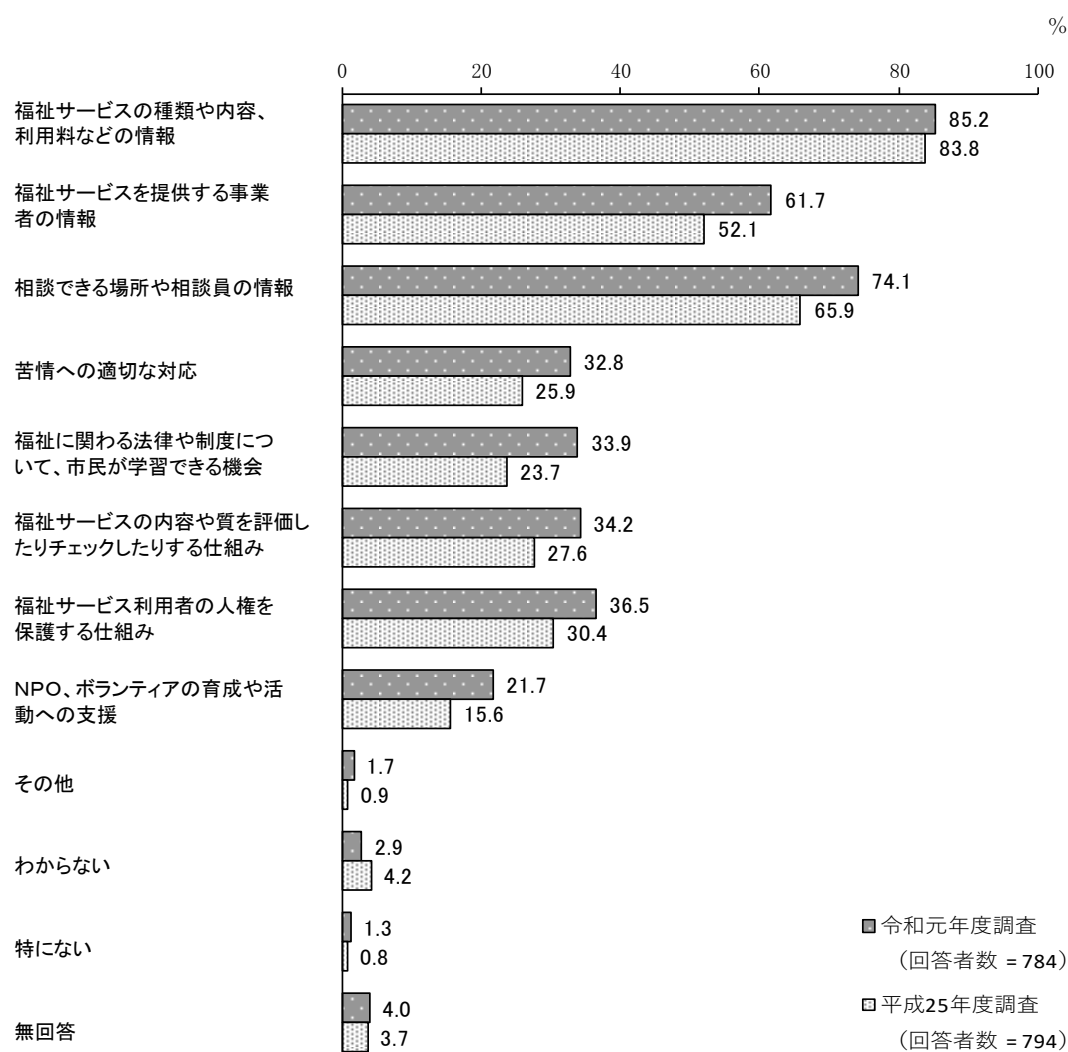
「利用する（すでに利用している）」の割合が 56.8%と最も高く、次いで「抵抗はあるが利用する」の割合が 24.1%、「わからない」の割合が 14.5%となっています。



⑩福祉サービスを安心して利用できる状況をつくるために、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。

「福祉サービスの種類や内容、利用料などの情報」の割合が85.2%と最も高く、次いで「相談できる場所や相談員の情報」の割合が74.1%、「福祉サービスを提供する事業者の情報」の割合が61.7%となっています。

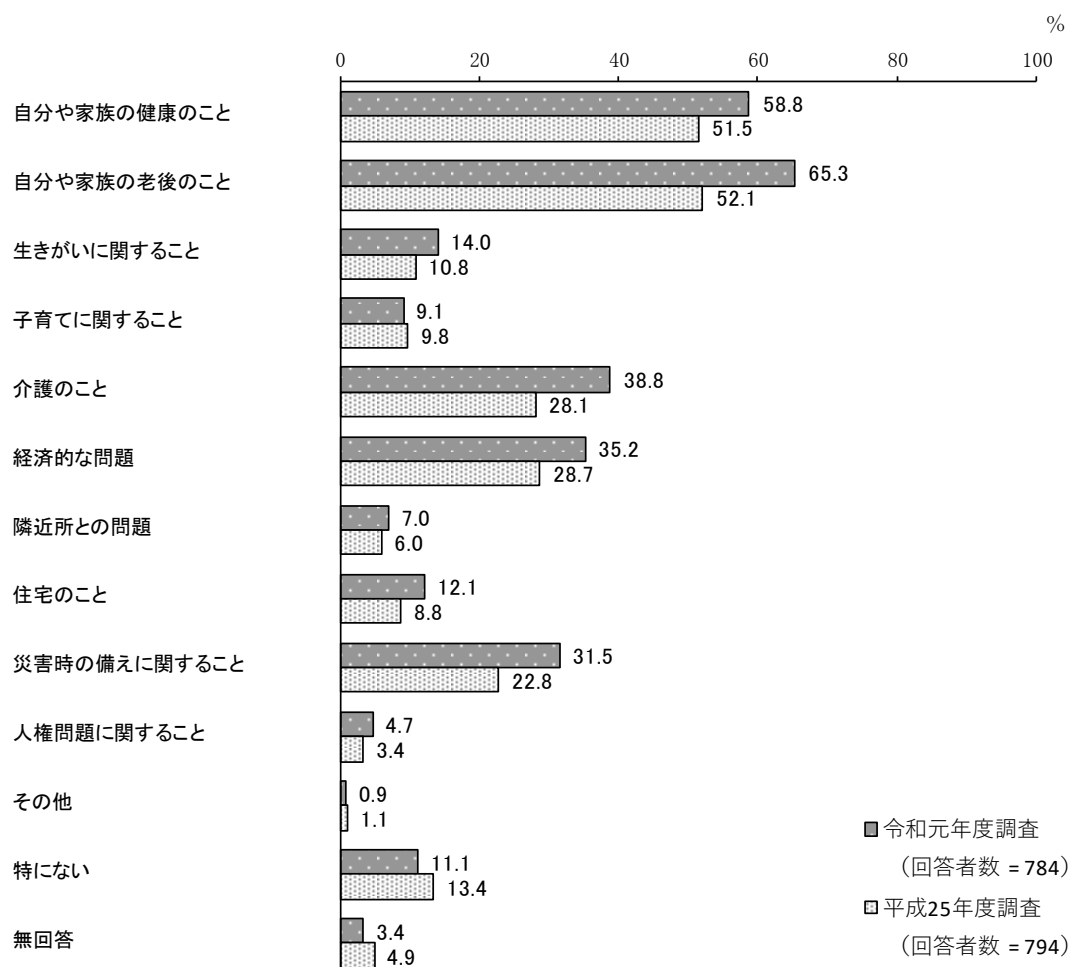
平成25年度調査と比較すると、「福祉サービスを提供する事業者の情報」「相談できる場所や相談員の情報」「苦情への適切な対応」「福祉に関わる法律や制度について、市民が学習できる機会」「福祉サービスの内容や質を評価したりチェックしたりする仕組み」「福祉サービス利用者の人権を保護する仕組み」「NPO、ボランティアの育成や活動への支援」の割合が増加しています。



⑱あなたは日々の生活で悩みや不安を感じていることがありますか。

「自分や家族の老後のこと」の割合が65.3%と最も高く、次いで「自分や家族の健康のこと」の割合が58.8%、「介護のこと」の割合が38.8%となっています。

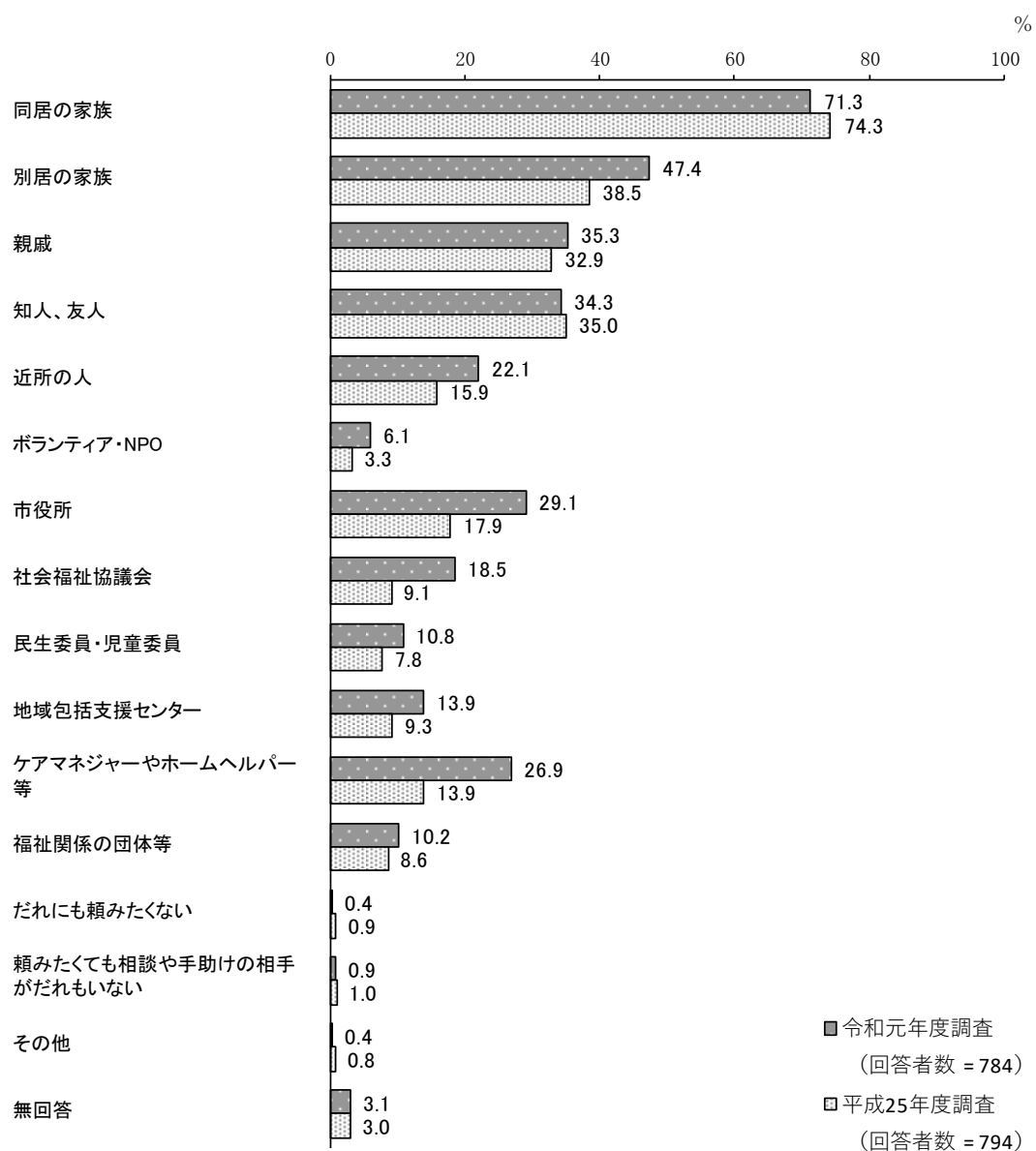
平成25年度調査と比較すると、「自分や家族の健康のこと」「自分や家族の老後のこと」「介護のこと」「経済的な問題」「災害時の備えに関すること」の割合が増加しています。



⑳あなたが生活上の問題で相談や助けを必要とするとき、だれに手助けを頼みたいですか。

「同居の家族」の割合が71.3%と最も高く、次いで「別居の家族」の割合が47.4%、「親戚」の割合が35.3%となっています。

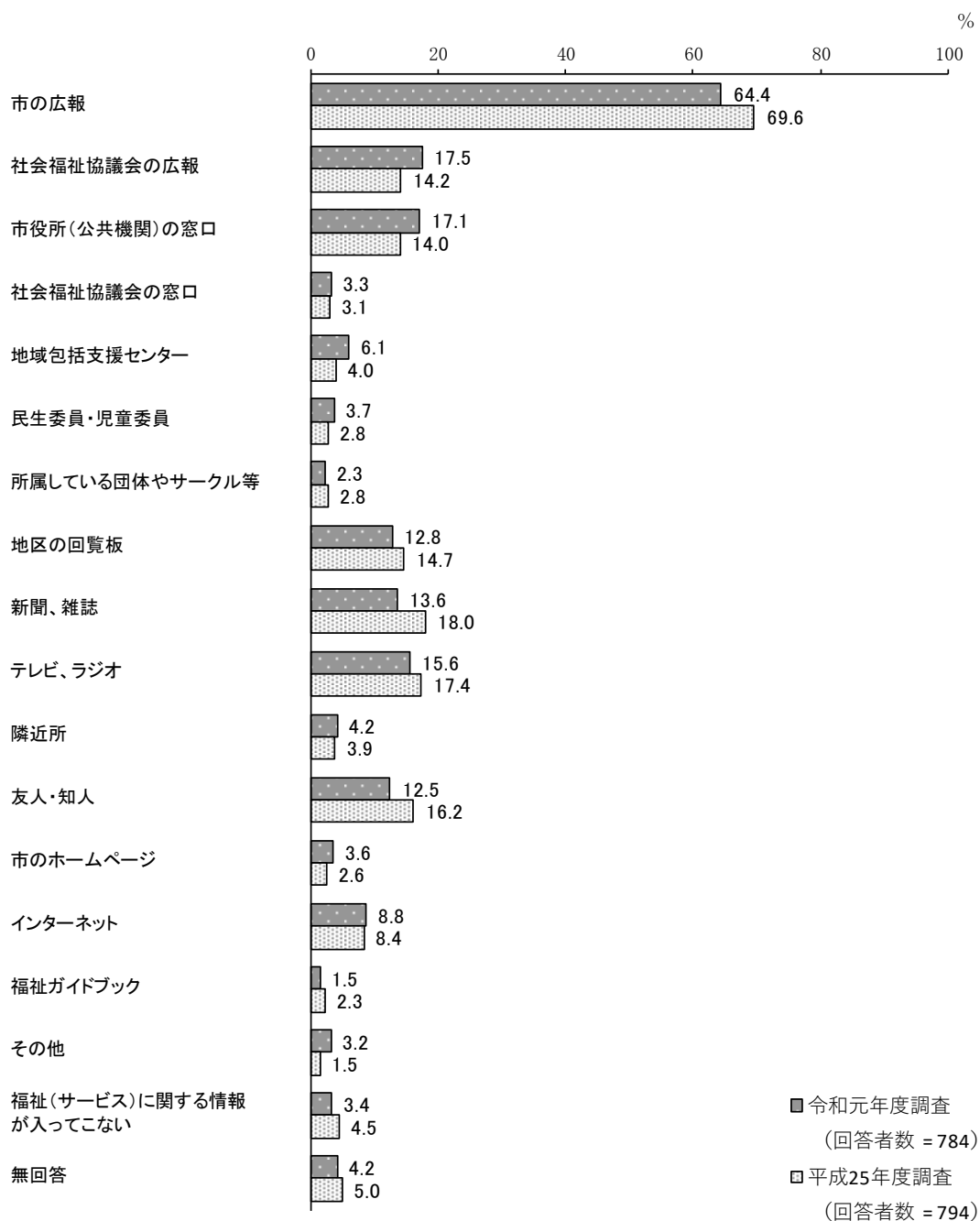
平成25年度調査と比較すると、「別居の家族」「近所の人」「市役所」「社会福祉協議会」「ケアマネジャーやホームヘルパー等」の割合が増加しています。



②①あなたは、福祉サービスに関する情報をどこから入手していますか。

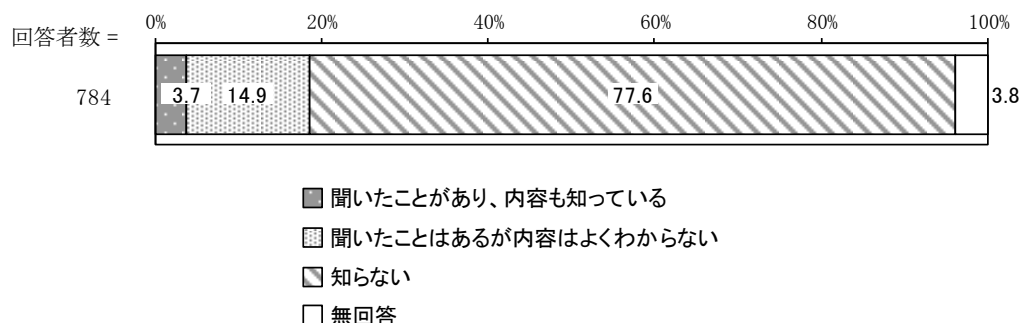
「市の広報」の割合が64.4%と最も高く、次いで「社会福祉協議会の広報」の割合が17.5%、「市役所（公共機関）の窓口」の割合が17.1%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「市の広報」の割合が減少しています。



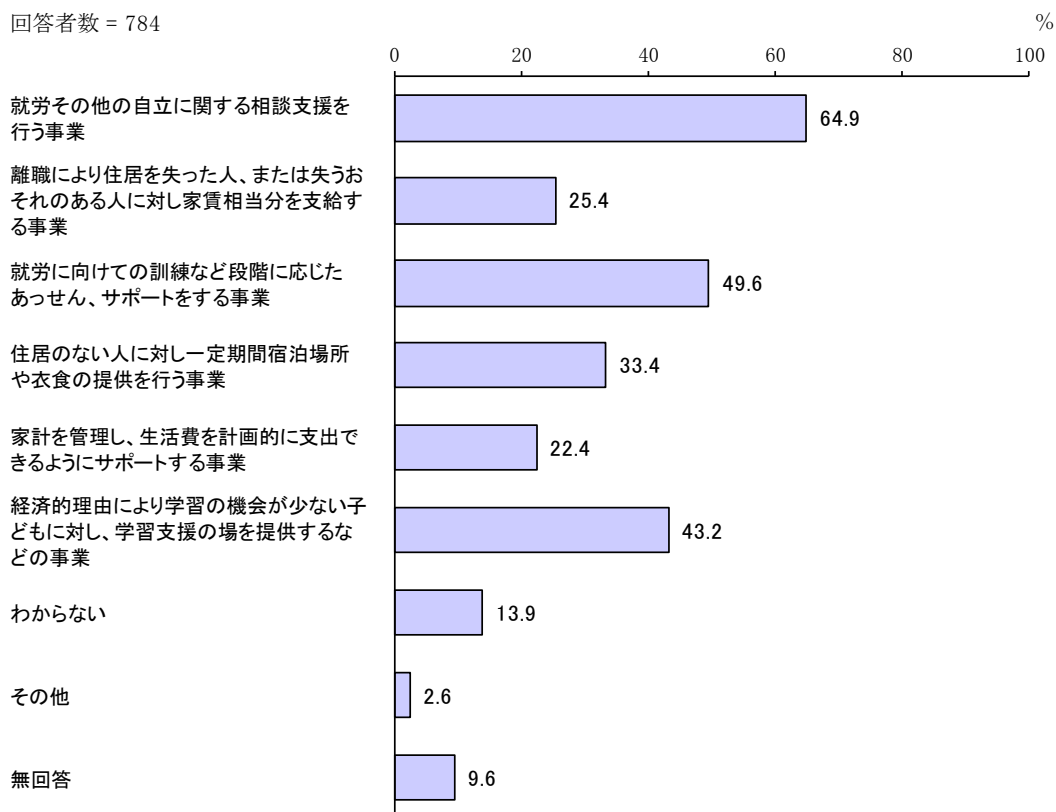
②②「甲州市生活支援センターぶりっじ」について、知っていますか。

「知らない」の割合が 77.6%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが内容はよくわからない」の割合が 14.9%となっています。



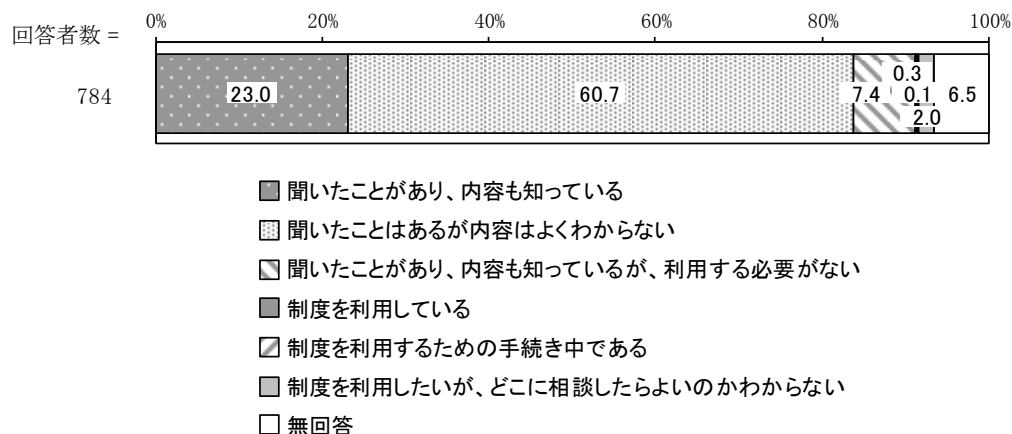
②③失業などの理由により、経済的に困窮した場合、必要と思われる支援内容はどれですか。

「就労その他の自立に関する相談支援を行う事業」の割合が 64.9%と最も高く、次いで「就労に向けての訓練など段階に応じたあっせん、サポートをする事業」の割合が 49.6%、「経済的理由により学習の機会が少ない子どもに対し、学習支援の場を提供するなどの事業」の割合が 43.2%となっています。



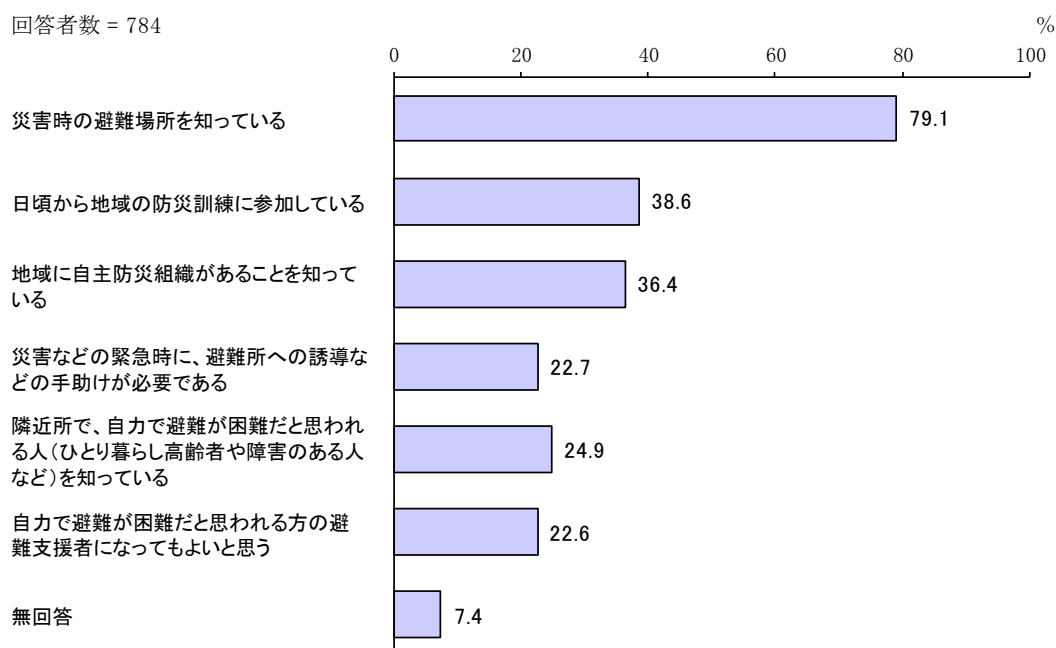
②④成年後見制度についてご存じですか。

「聞いたことはあるが内容はよくわからない」の割合が 60.7%と最も高く、次いで「聞いたことがあります、内容も知っている」の割合が 23.0%となっています。



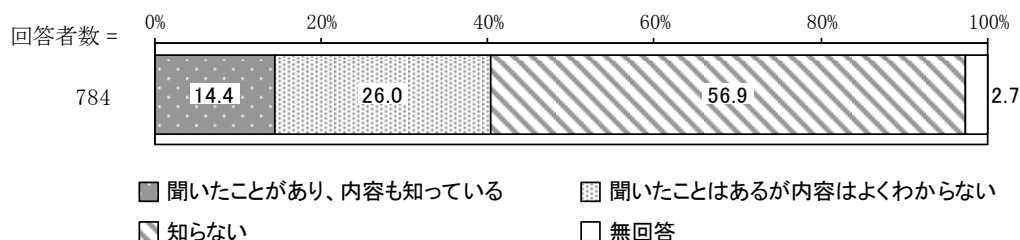
②⑤防災に対する日頃からの取り組みや、災害など緊急時の対応について、お聞かせください。

「災害時の避難場所を知っている」の割合が 79.1%と最も高く、次いで「日頃から地域の防災訓練に参加している」の割合が 38.6%、「地域に自主防災組織があることを知っている」の割合が 36.4%となっています。



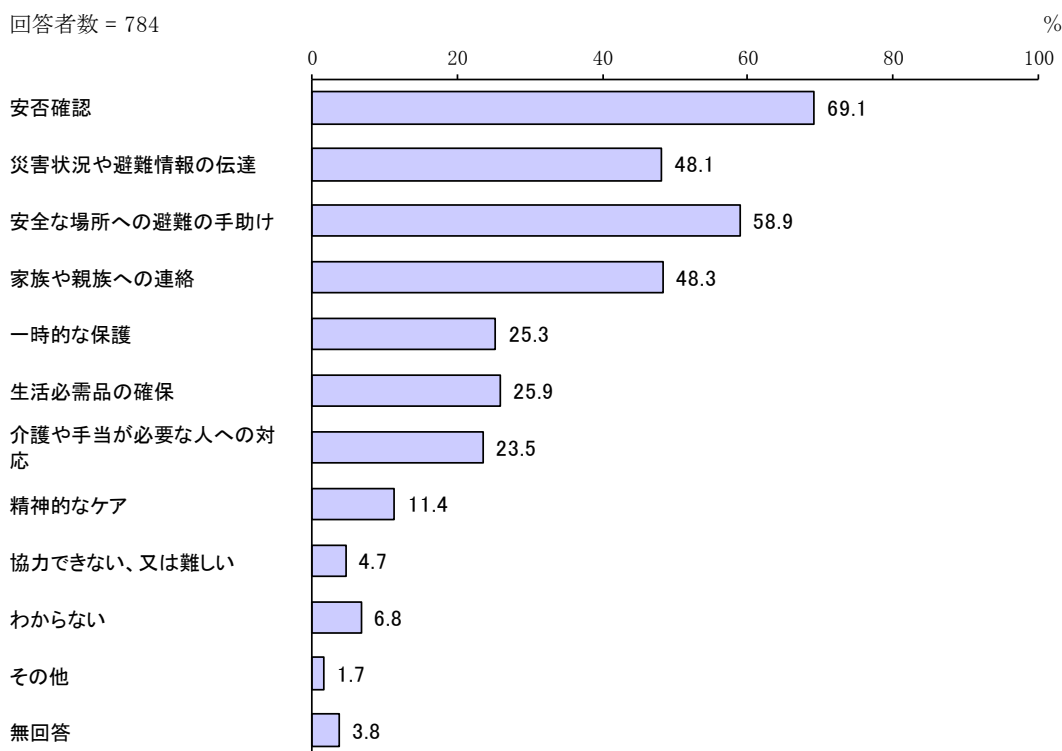
②⑥避難行動要支援者名簿への登録制度をご存じですか。

「知らない」の割合が56.9%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが内容はよくわからない」の割合が26.0%、「聞いたことがあり、内容も知っている」の割合が14.4%となっています。



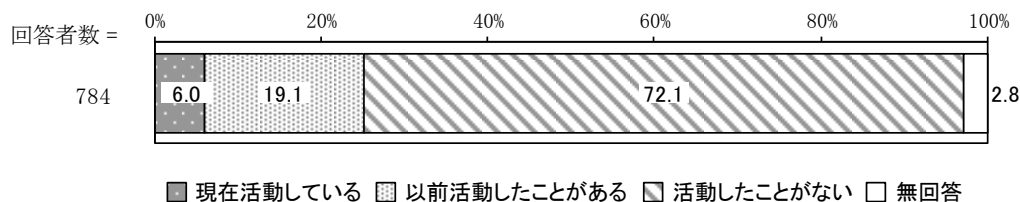
②⑦災害時に支援が必要な方のためにどのような助け合いや協力ができますか。

「安否確認」の割合が69.1%と最も高く、次いで「安全な場所への避難の手助け」の割合が58.9%、「家族や親族への連絡」の割合が48.3%となっています。



②⑧あなたは、福祉ボランティア活動や助け合い活動を行ったことがありますか。

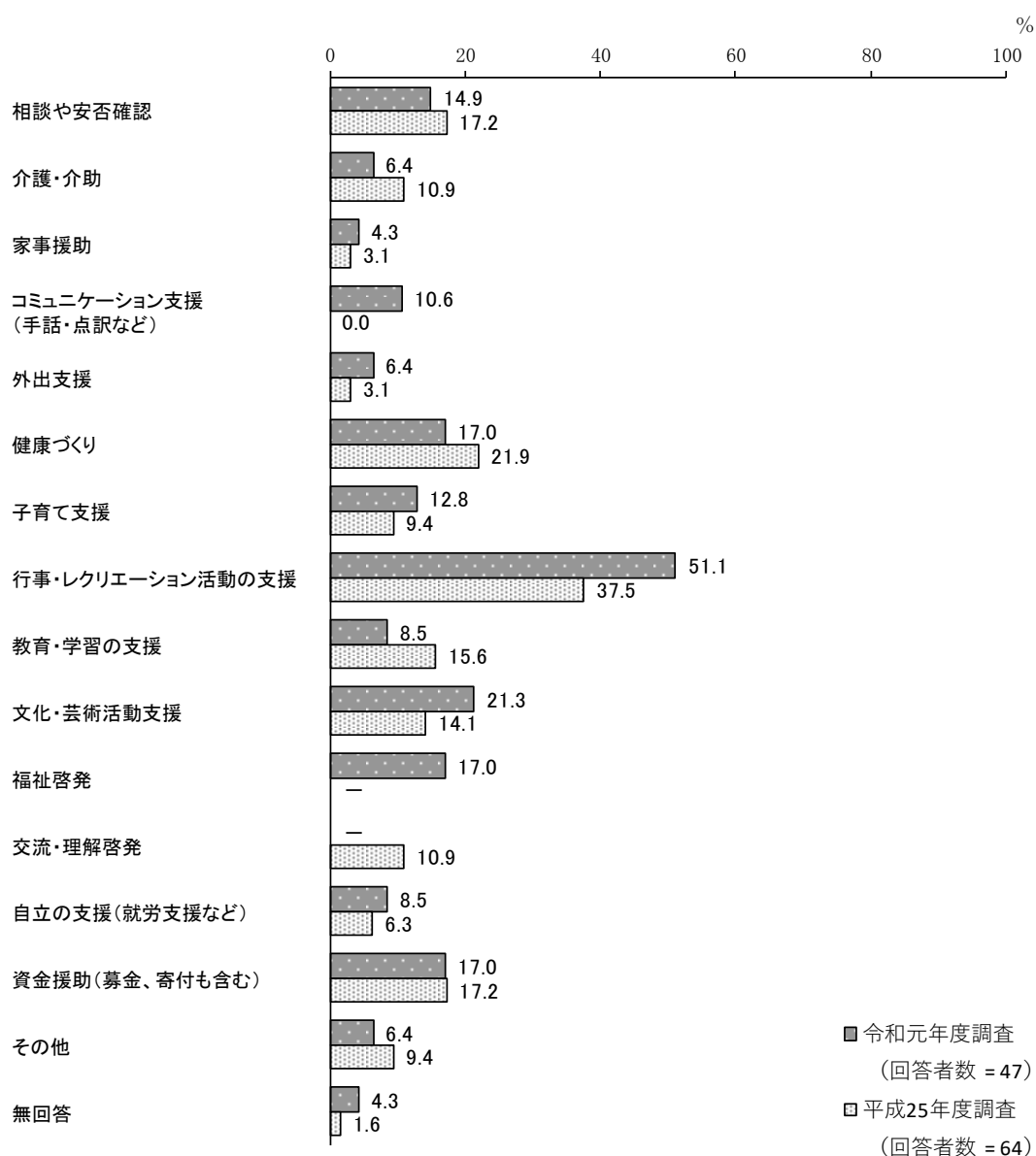
「活動したことがない」の割合が72.1%と最も高く、次いで「以前活動したことがある」の割合が19.1%となっています。



②⑨あなたが現在取り組んでいる福祉ボランティア活動や助け合い活動の具体的な内容は次のどれですか

「行事・レクリエーション活動の支援」の割合が 51.1%と最も高く、次いで「文化・芸術活動支援」の割合が 21.3%、「健康づくり」、「福祉啓発」の割合が 17.0%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「コミュニケーション支援（手話・点訳など）」「行事・レクリエーション活動の支援」「文化・芸術活動支援」の割合が増加しています。一方、「教育・学習の支援」の割合が減少しています。

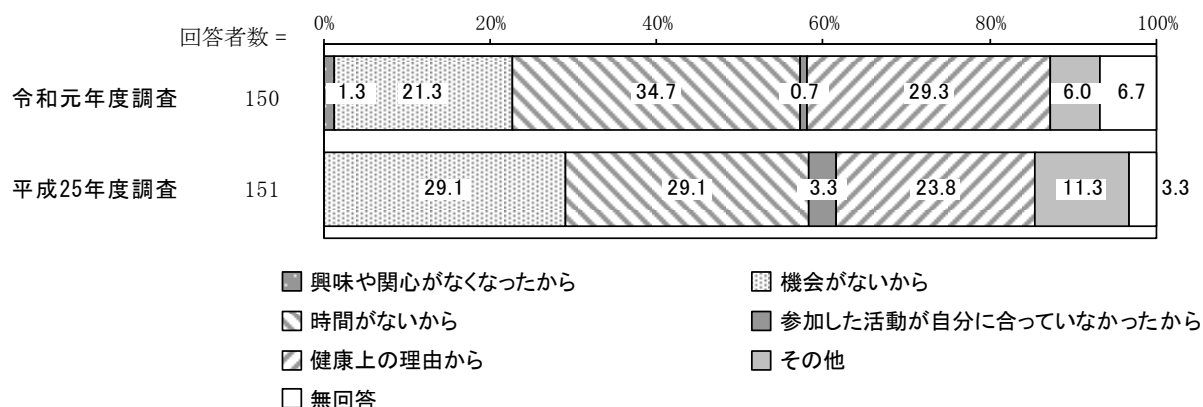


※「福祉啓発」は令和元年度調査から新たに追加しました。また、「交流・理解啓発」は令和元年度調査にはありませんでした。

③⑩現在、福祉ボランティア活動や助け合い活動に参加していない主な理由を教えてください。

「時間がないから」の割合が34.7%と最も高く、次いで「健康上の理由から」の割合が29.3%、「機会がないから」の割合が21.3%となっています。

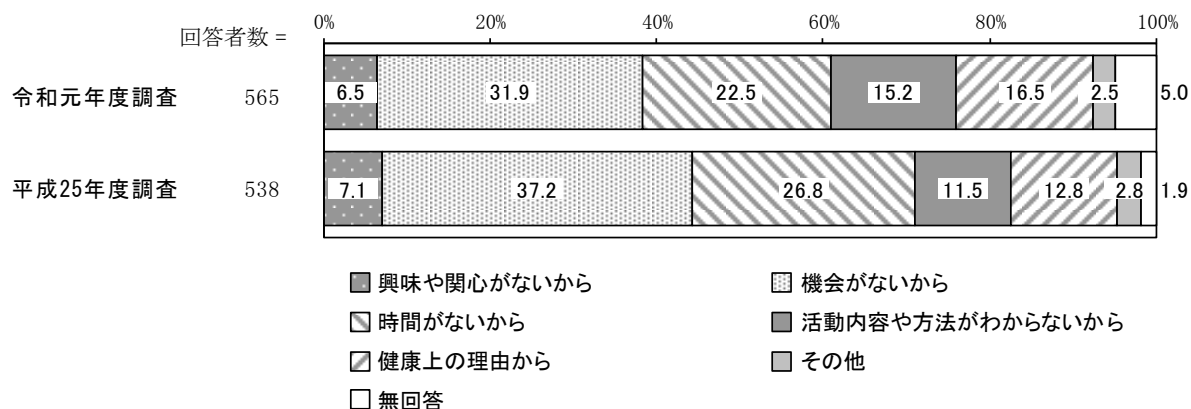
平成25年度調査と比較すると、「時間がないから」「健康上の理由から」の割合が増加しています。一方、「機会がないから」の割合が減少しています。



③⑪福祉ボランティア活動や助け合い活動に参加したことがない主な理由を教えてください。

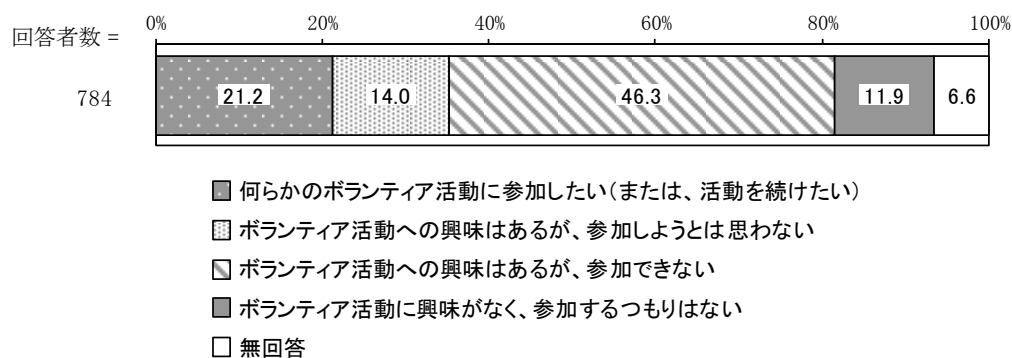
「機会がないから」の割合が31.9%と最も高く、次いで「時間がないから」の割合が22.5%、「健康上の理由から」の割合が16.5%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「機会がないから」の割合が減少しています。



③②あなたは、福祉の分野に限らず、ボランティア活動に興味や参加の意向がありますか。

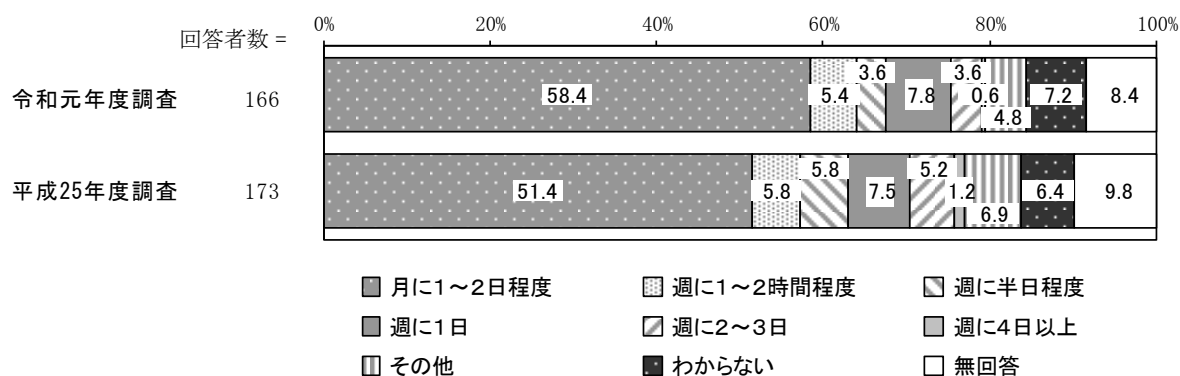
「ボランティア活動への興味はあるが、参加できない」の割合が 46.3%と最も高く、次いで「何らかのボランティア活動に参加したい（または、活動を続けたい）」の割合が 21.2%、「ボランティア活動への興味はあるが、参加しようとは思わない」の割合が 14.0%、「ボランティア活動に興味がなく、参加するつもりはない」の割合が 11.9%となっています。



③③どのくらいの時間なら活動に参加できますか。

「月に1～2日程度」の割合が 58.4%と最も高くなっています。

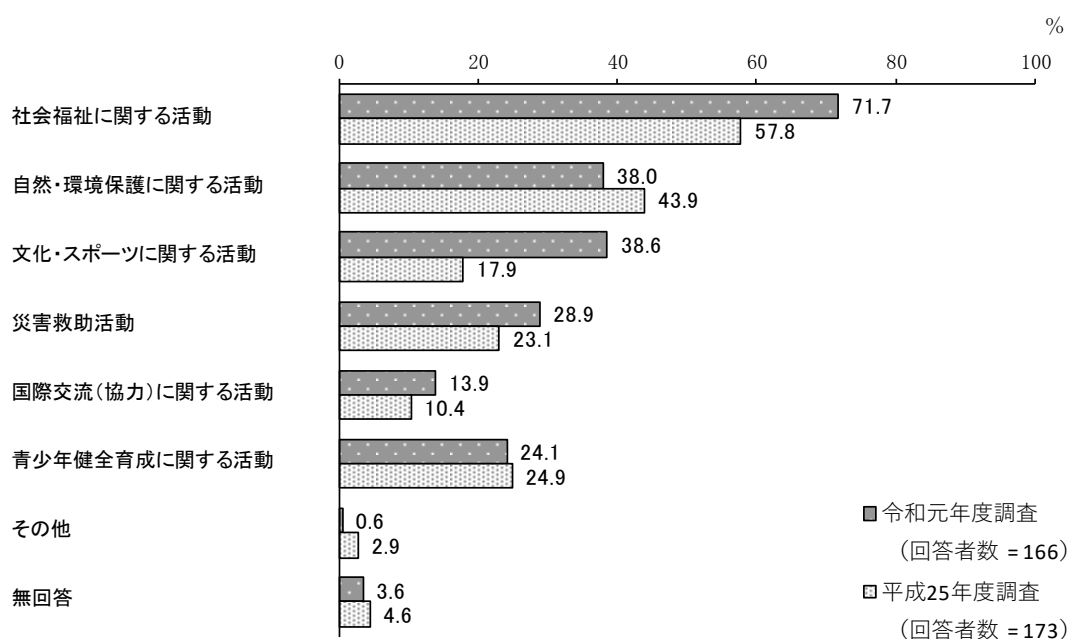
平成 25 年度調査と比較すると、「月に1～2日程度」の割合が増加しています。



③④どのような活動に参加したいと思いますか。

「社会福祉に関する活動」の割合が71.7%と最も高く、次いで「文化・スポーツに関する活動」の割合が38.6%、「自然・環境保護に関する活動」の割合が38.0%となっています。

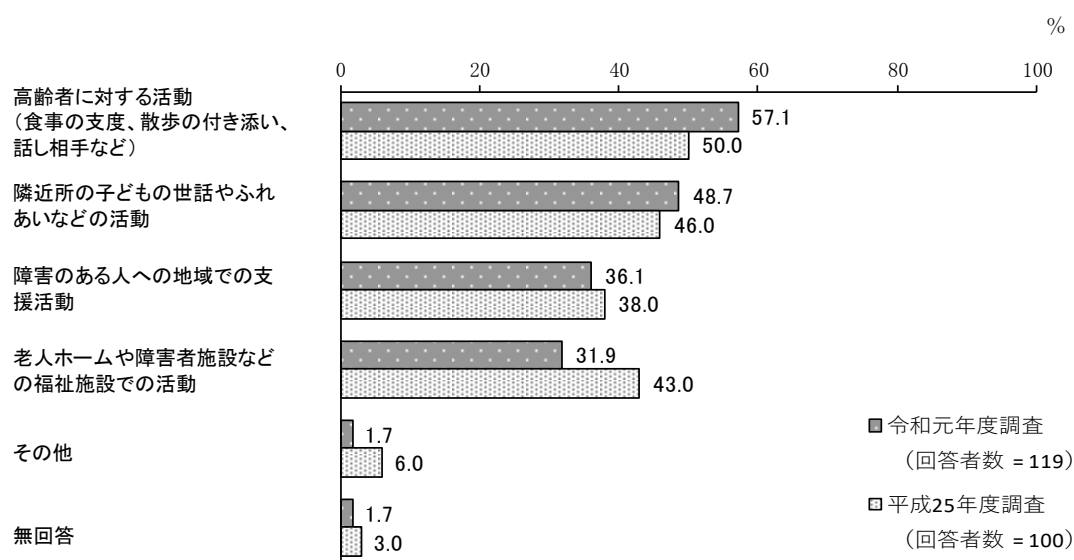
平成25年度調査と比較すると、「社会福祉に関する活動」「文化・スポーツに関する活動」「災害救助活動」の割合が増加しています。一方、「自然・環境保護に関する活動」の割合が減少しています。



③⑤どのような社会福祉活動に参加したいと思いますか。

「高齢者に対する活動（食事の支度、散歩の付き添い、話し相手など）」の割合が57.1%と最も高く、次いで「隣近所の子どもの世話やふれあいなどの活動」の割合が48.7%、「障害のある人への地域での支援活動」の割合が36.1%となっています。

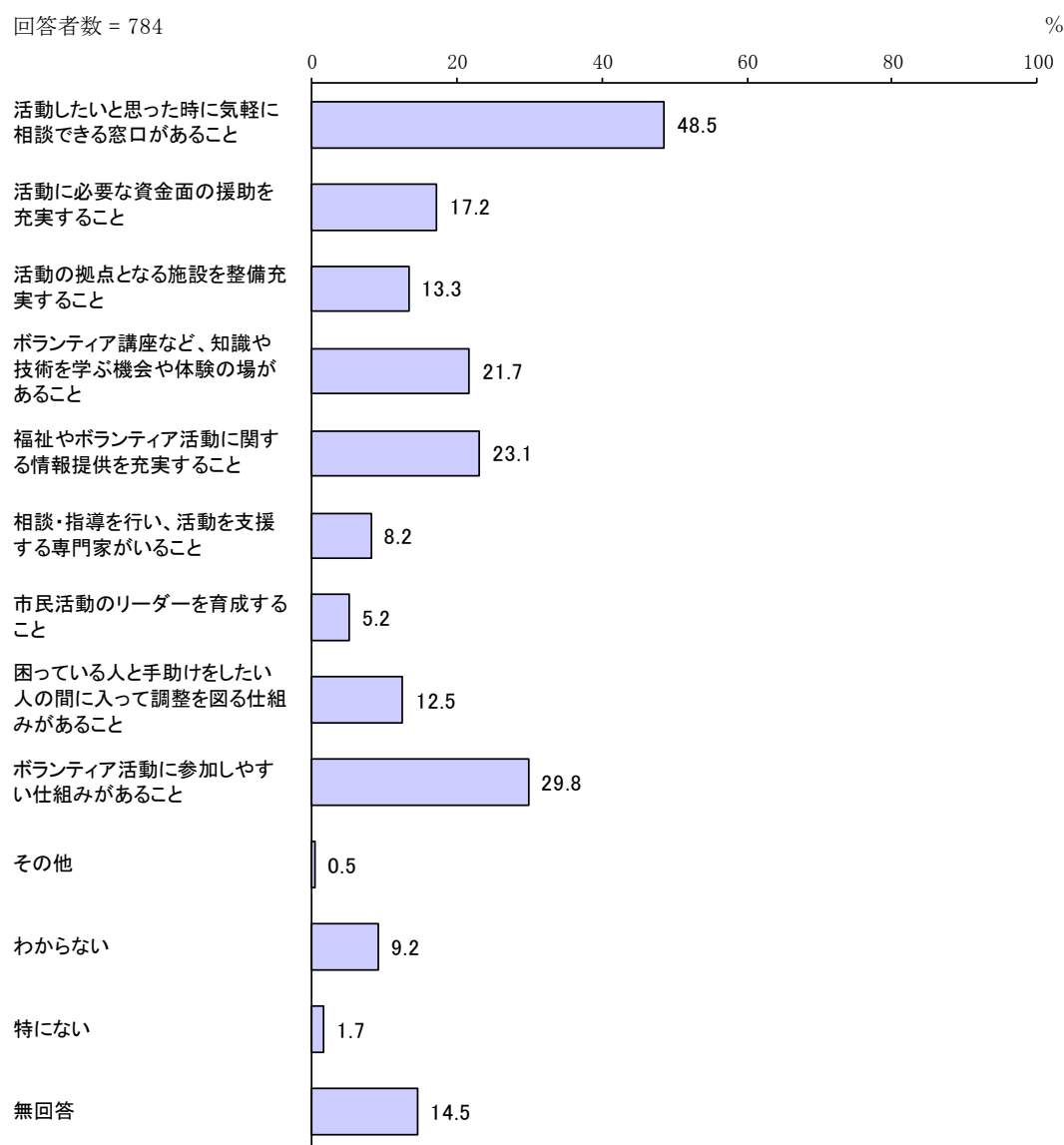
平成25年度調査と比較すると、「高齢者に対する活動（食事の支度、散歩の付き添い、話し相手など）」の割合が増加しています。一方、「老人ホームや障害者施設などの福祉施設での活動」の割合が減少しています。



③⑥ ボランティア活動の輪を広げるために、今後どのようなことが特に重要だと考えますか。

「活動したいと思った時に気軽に相談できる窓口があること」の割合が 48.5%と最も高く、次いで「ボランティア活動に参加しやすい仕組みがあること」の割合が 29.8%、「福祉やボランティア活動に関する情報提供を充実すること」の割合が 23.1%となっています。

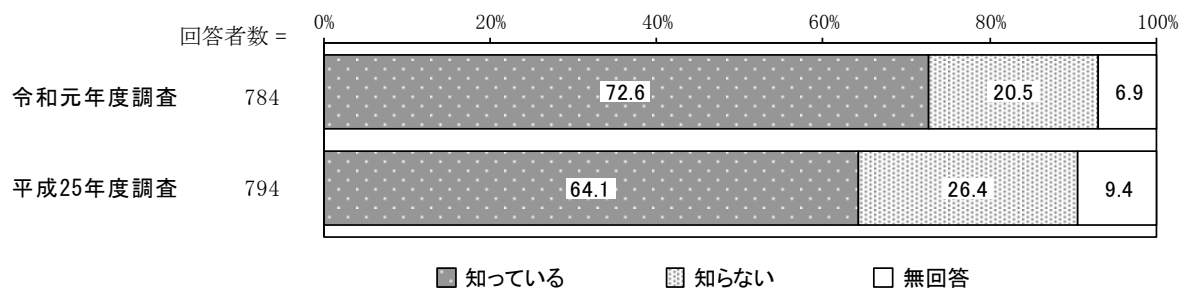
回答者数 = 784



③⑦あなたは、甲州市社会福祉協議会を知っていますか。

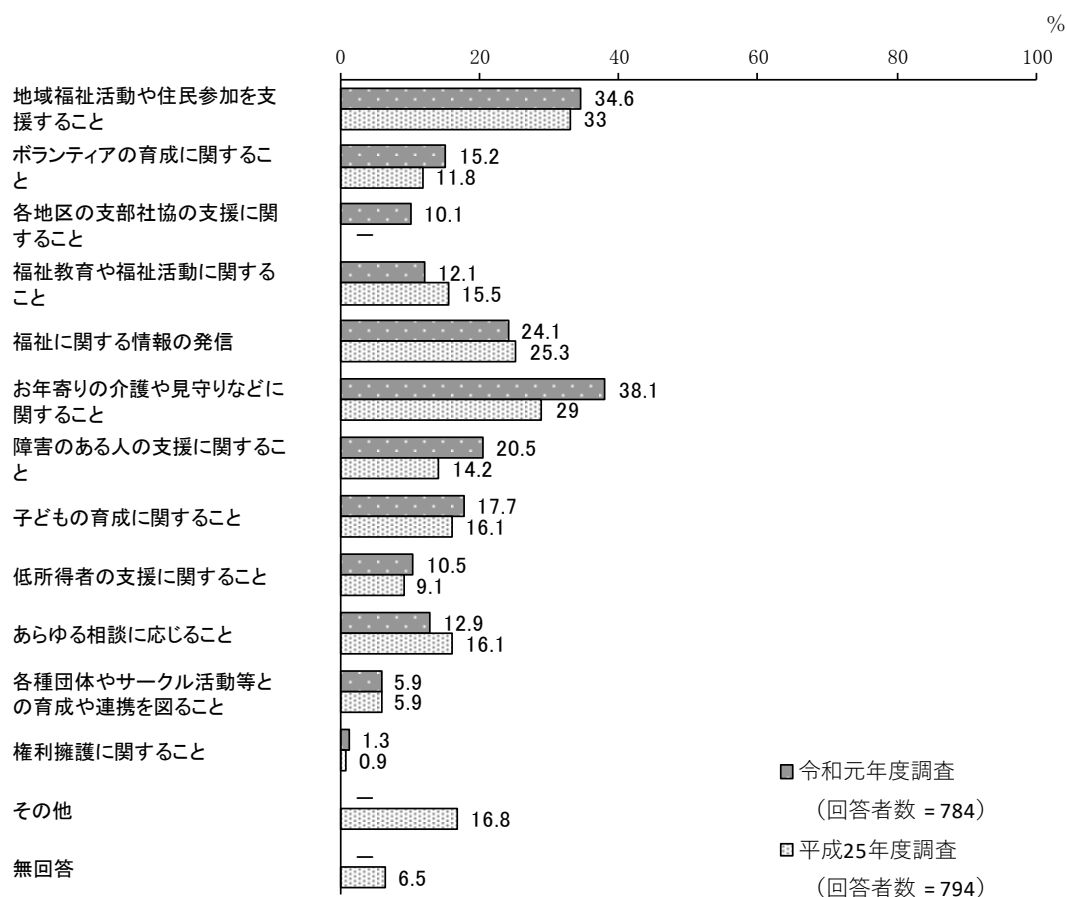
「知っている」の割合が72.6%、「知らない」の割合が20.5%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「知っている」の割合が増加しています。



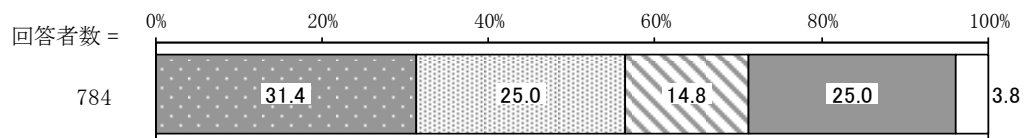
③⑧社会福祉協議会の活動で、今後どのような分野での役割を期待しますか。

「お年寄りの介護や見守りなどに関すること」の割合が38.1%と最も高く、次いで「地域福祉活動や住民参加を支援すること」の割合が34.6%、「福祉に関する情報の発信」の割合が24.1%となっています。



③⑨あなたは、民生委員・児童委員をご存知ですか。

「民生委員・児童委員がどのような活動を行っているか知っており、自分の地区の担当民生委員・児童委員も知っている」の割合が31.4%と最も高く、次いで「民生委員・児童委員がどのような活動を行っているか知っているが、自分の地区の担当民生委員・児童委員は知らない」、「民生委員・児童委員がどのような活動を行っているか分からないが、自分の地区の担当民生委員・児童委員は知っている」、「民生委員・児童委員がどのような活動を行っているか分からないし、自分の地区の担当民生委員・児童委員を知らない」の割合が25.0%となっています。

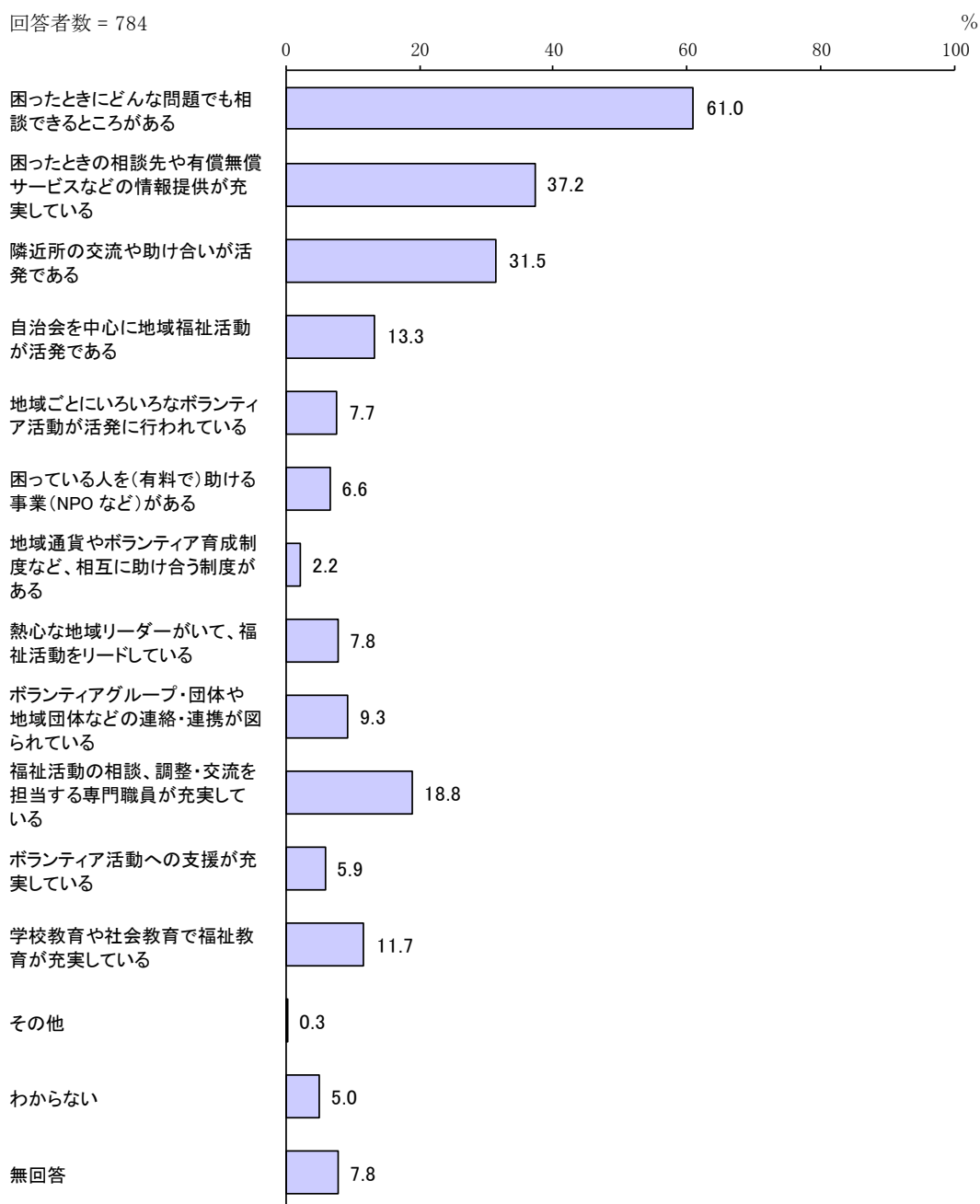


- ☒ 民生委員・児童委員がどのような活動を行っているか知っており、自分の地区の担当民生委員・児童委員も知っている
- ☒ 民生委員・児童委員がどのような活動を行っているか知っているが、自分の地区の担当民生委員・児童委員は知らない
- ☒ 民生委員・児童委員がどのような活動を行っているか分からないが、自分の地区の担当民生委員・児童委員は知っている
- ☒ 民生委員・児童委員がどのような活動を行っているか分からないし、自分の地区の担当民生委員・児童委員を知らない
- ☐ 無回答

④困ったときに助けあえるまちとは、どのようなまちだと思いますか。

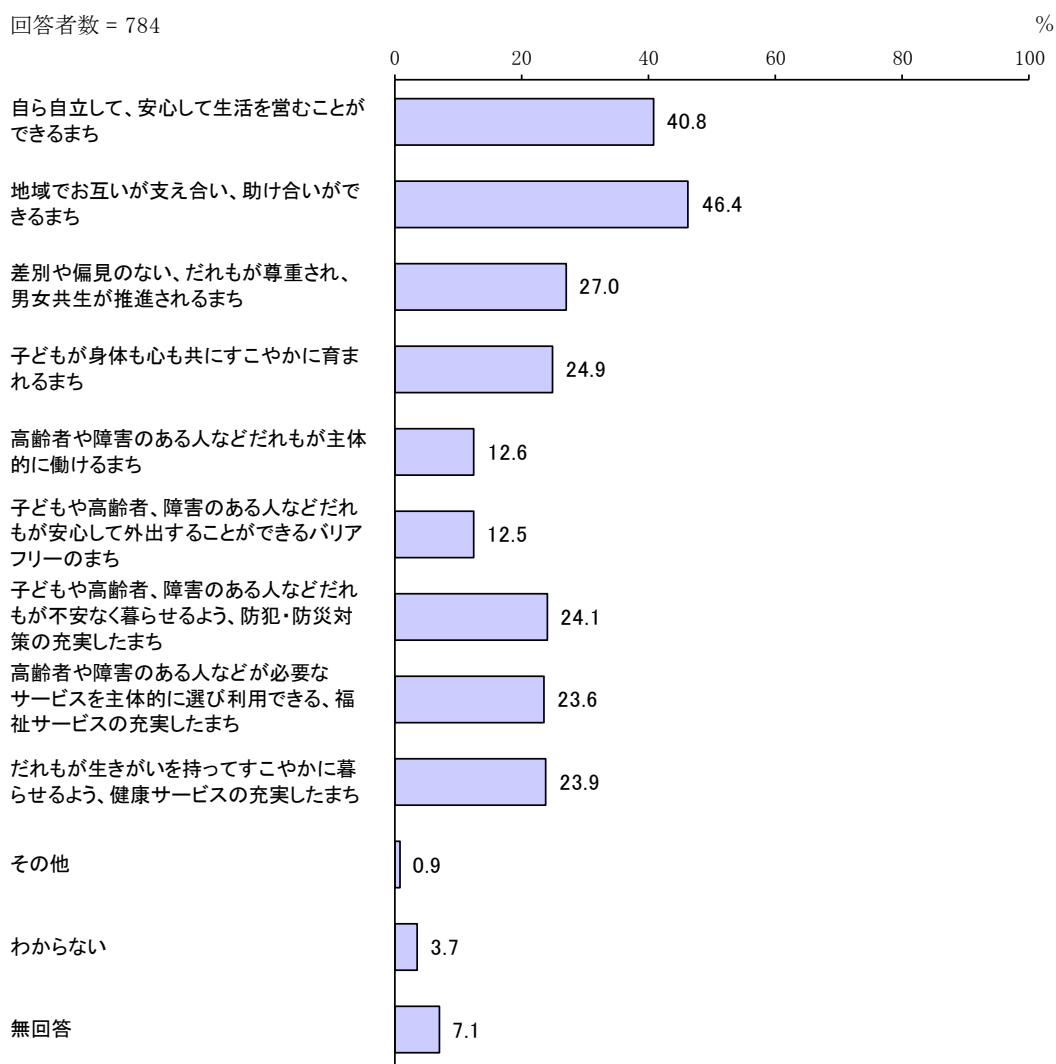
「困ったときにどんな問題でも相談できるところがある」の割合が 61.0%と最も高く、次いで「困ったときの相談先や有償無償サービスなどの情報提供が充実している」の割合が 37.2%、「隣近所の交流や助け合いが活発である」の割合が 31.5%となっています。

回答者数 = 784



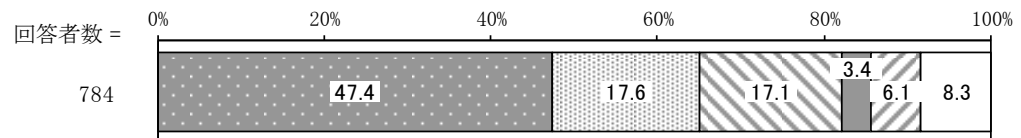
④①あなたは、甲州市をどんな「福祉のまち」にすべきだと思いますか。

「地域でお互いが支え合い、助け合いができるまち」の割合が 46.4%と最も高く、次いで「自ら自立して、安心して生活を営むことができるまち」の割合が 40.8%、「差別や偏見のない、だれもが尊重され、男女共生が推進されるまち」の割合が 27.0%となっています。



④②地域での福祉活動を推進していくうえで、住民と行政との関係はどうあるべきだとお考えですか。

「福祉サービスの充実のために、住民も行政も協力し合い、共に取り組むべきである」の割合が47.4%と最も高く、次いで「家庭や地域をはじめ住民同士で助け合い、手の届かない部分は行政が援助すべきである」の割合が17.6%、「行政が担当すべきだが、手の届かない部分は住民が協力すべきである」の割合が17.1%となっています。



■ 福祉サービスの充実のために、住民も行政も協力し合い、共に取り組むべきである

■ 家庭や地域をはじめ住民同士で助け合い、手の届かない部分は行政が援助すべきである

■ 行政が担当すべきだが、手の届かない部分は住民が協力すべきである

■ 福祉サービスは行政が担当すべきで、住民はあまり協力することはない

■ わからない

□ 無回答

3 地域福祉を取り巻く課題

現状特性、アンケート調査、第2次計画の取組と評価、推進委員会での意見を踏まえ、主な課題を4つにまとめました。

(1) これからの福祉を担う意識づくり・人づくり・・・・・・・・

地域活動の担い手を育成する上で、子どもの頃からの福祉教育や地域でのさまざまな活動への参加体験を通しての福祉の意識づけが必要です。

そのため、福祉への関心や理解を高めるためには、地域住民を巻き込み、地域ぐるみで福祉教育に取り組んでいくことが必要です。また、自治会や公民館など地域活動の核となる組織と連携し、福祉教育や地域の助け合い・支え合い活動を広げていくことも必要です。

アンケート調査では、今後のボランティア参加意向のある市民は6割半ばとなっており、市民のボランティアへの意向を活動へとつなげていくため、多様なボランティア活動メニューの提供と支援が必要です

さらに、現在地域で行われている様々な活動が継続され、活動の輪が広がるよう、後継者を育て、次世代の担い手に活動を継承していくための仕組みづくりが重要となります。

近所づきあいについてみると、“満足している”の割合が7割半ばとなっています。また、近所づきあいの考え方について「親しく相談したり、助け合ったりするのは必要だと思う」の割合が5割半ばと最も高くなっており、地域の助け合える関係を望む人が多いです。

そのため、多くの人が地域で助け合える関係になるためには、まずは一人ひとりが周囲を気かけ、見守り、気づき、声を掛け合うことが大切です。気になった人がいたときには、声をかけたり、支援先を案内したりすることができるような、意識を持った担い手を増やしていく必要があります。

(2) 困っている人を包括的に支援する体制づくり ・ ・ ・ ・ ・

多様化・複雑化している福祉ニーズや生活課題に対応できるよう、各相談窓口相互のネットワークの強化や情報提供の充実などが求められます。

アンケート調査結果では、生活上の問題で相談や助けを頼む人は、家族、親戚など身近で、インフォーマル的な人への相談が多くなっていますが、複雑な相談内容に対しては、円滑に必要な専門機関へつなげられていない場合もあると考えられます。

本市では、相談体制については、地域包括支援センター、社会福祉協議会、市役所窓口等において、住民の相談機関として対応しており、今後も、支援が必要な人への情報提供の充実や様々な相談機関の周知、円滑に専門的な相談機関へつながる仕組みづくりが重要です。

また、地域福祉の課題は、多岐にわたるため、市として市民の福祉向上に責任を負う主体として、様々な施策を効率的・効果的、かつ総合的に推進し、公的な福祉サービスを適切に実施する役割を担います。庁内の関係各課が連携強化を図り、地域の課題を「我が事」として捉えられるような地域づくりの取組、様々な相談の場の整備など、包括的な支援体制を主体的に整備していく必要があります。

子ども、障害者、高齢者、生活困窮者等、地域で支援を必要としている人の抱える課題は多岐にわたっています。だれもが安心して地域で暮らせるよう、きめ細かなサービスの提供や充実とともに、地域での助け合い、支え合いが重要です。

アンケート結果では、成年後見制度の認知度は低く、周知とともに、制度や事業の利用を促進していくことが必要です。

(3) 地域福祉推進の仕組みづくり ・ ・ ・ ・ ・

社会福祉協議会は地域福祉の推進主体として、地域福祉活動への住民参加の促進や、行政と連携し、関係機関との調整や協力関係を作る役割などを担っています。

アンケート調査結果では、社会福祉協議会の認知度をみると、活動内容等全く知らない人は2割程度となっています。今後期待する分野は、「お年寄りの介護や見守りなどに関すること」が最も多く、「地域福祉活動や住民参加を支援すること」「福祉に関する情報の発信」などへの期待が大きくなっています。

住民への社会福祉協議会の活動の周知を図るとともに、住民の自発的な活動の支援やボランティア・福祉人材の育成を行い、福祉教育の推進のほか、地域の課題解決に向けた事業の実施など、様々な取組を行うことが求められます。

(4) 安心して生活できる環境づくり

地震や台風などの自然災害の発生による被害拡大が懸念されるなかで、誰もが安全に安心して暮らせる地域づくりが重要です。

アンケート調査結果では、災害時の避難場所の認知度は約 8 割となっています。また、地域の防災訓練への参加者は約 4 割に止まっており、自主防災組織の認知度も 3 割半ばとなっています。

避難行動要支援者名簿への登録制度の認知度については知らない人が 5 割半ばと多くいる状況です。

今後、防災訓練など、地域での防災活動を周知するとともに、高齢者や障害者、若者など、地域で暮らすより多くの地域住民の参加を促進し、安心して生活のできる地域づくりが必要であるとともに、災害発生時や避難所などでの支援体制の充実が必要です。

また、地域の中で安心して生活できるよう、地域のつながりを強め、子どもの安全対策など犯罪に強い地域をつくるため、地域で展開されている防犯活動の充実が必要です。

今後も、住民の防犯意識を高め、地域住民同士の助け合いや、地域の防犯体制を強化していく必要があります。



計画の基本的な考え方

Ⅱ 1 計画の基本理念

現在の社会保障制度においては、子どもへの保育の提供や障害者に対する日常生活の支援、また、高齢者に対する介護等の支援など、対象者ごと、また生活に必要な機能ごとに、各関係法において、公的責務が定められ、支援の充実が図られています。しかしながら、地域福祉をめぐる状況は大きく変化しており、様々な分野の課題が絡み合い複雑化・多様化しており、これらの課題の解決に向けては、地域住民が主体的に地域福祉活動に参画するとともに、行政と社会福祉協議会が中心となり、地域活動団体、福祉活動団体、ボランティア団体など関係団体や関係機関が協働・連携を図る中で、包括的に取り組んでいく体制を構築することが必要です。

本計画では、第2次甲州市総合計画に示す本市の将来像や福祉の基本政策を踏まえるとともに、基本理念を「支えあい、安心・安全の暮らしづくり」とし、本市に暮らす全ての人々が、お互いにやさしさと思いやりの気持ちを持って、つながり、助け合い・支え合いの輪を広げることで、安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

[基本理念]

支えあい、安心・安全の暮らしづくり



2 計画の基本目標

基本目標 1 これからの福祉を担う意識づくり・人づくり

高齢化により介護が必要となる高齢者など、地域において支援や見守りを必要とする人は、今後ますます増えていくと思われます。地域福祉の推進のために、まずは近所付き合いから顔の見える関係を構築し、子どもから高齢者まで地域で暮らすすべての人が、支える側、受ける側、双方において福祉に関わることや体験することで市民の地域福祉に対する意識を醸成し、福祉人材の育成を目指します。

基本目標 2 困っている人を包括的に支援する体制づくり

地域社会を支えるためには、地域住民による日常的な取り組みが必要不可欠です。地域の中であらゆるライフステージにおいて地域福祉に関わる活動を展開し、地域福祉の活動への参加の機会と場を提供し、市民がそれぞれの立場で可能な取組の選択肢を増やし、参加しやすい環境を整えるとともに、子どもから高齢者まで世代間交流ができる活動を展開し、地域の中で身近な地域福祉活動を通じて人と人とながらつながるまちづくりを目指します。

また、多様化・複雑化した課題を抱える個人や世帯への支援は、それぞれの分野の専門職による個別の支援のほか、包括的に支援ができる体制づくりを目指します。

基本目標 3 地域福祉推進の仕組みづくり

地域福祉には地域住民の参加が大きな役割を果たしますが、行政としても地域住民の取り組みを支援するための活動を行い、セーフティネットとして、様々な問題を抱える人が相談できる環境を整えるとともに、必要に応じて経済的な支援などすべての人が安全に安心して暮らすことができるまちづくりを目指します。

基本目標 4 安心して生活できる環境づくり

市民が、住み慣れた地域で安全に安心して暮らすことができるよう、防犯に向けた取り組みを行うとともに、福祉に関する情報提供を充実し、福祉サービスにつながるができる地域づくりに努めます。

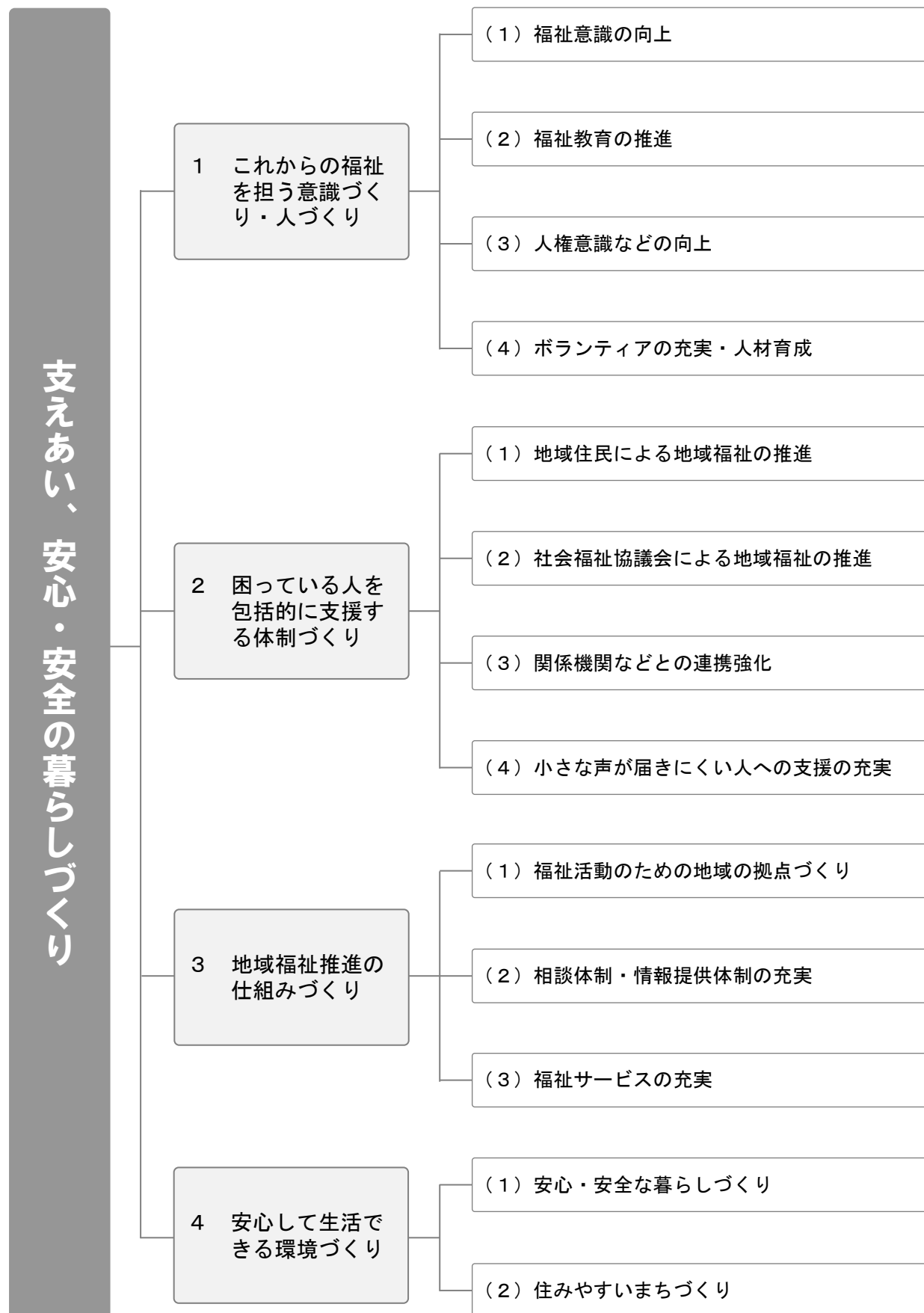
また、ユニバーサルデザイン・バリアフリーという考えもかなり浸透してきたものの、地域における施設や道路には未だに利用しにくい状態のものもあることから、引き続きユニバーサルデザインの視点でのまちづくりを進めるとともに、災害時における要援護者への対応を迅速に行うため、避難行動要支援者名簿のより一層の整備を行い、緊急時における支援体制を強化していきます。

3 計画の体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向性]



4 市町村地域福祉計画策定ガイドライン項目リスト

大分類	大項目	中分類	中項目
1	地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項	ア	様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした福祉以外の様々な分野との連携に関する事項
		イ	高齢、障害、子ども・子育て等の各分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
		ウ	制度の狭間の課題への対応のあり方
		エ	生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
		オ	共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
		カ	居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
		キ	就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
		ク	自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
		ケ	市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護のあり方
		コ	高齢者、障害者、児童に対する虐待の統一的対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
		サ	保健医療、福祉の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
		シ	地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
		ス	地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
		セ	地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄付や共同募金等の取組の推進
		ソ	地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
		タ	全庁的な体制整備

大分類	大項目	中分類	中項目
2	地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項	ア	福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備
		イ	支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立
		ウ	サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
		エ	利用者の権利擁護
		オ	避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策
3	地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項	ア	複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらの公的サービスの連携による公私協働の実現
4	地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項	ア	地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援
		イ	住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進
		ウ	地域福祉を推進する人材の養成
5	包括的な支援体制の整備に関する事項	ア	住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備（法第106条の3第1項第1号関係）
		イ	住民に身近な圏域において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（法第106条の3第1項第2号関係）
		ウ	多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築（法第106条の3第1項第3号関係）
6	その他	ア	市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化等



基本計画

Ⅱ 1 これからの福祉を担う意識づくり・人づくり

(1) 福祉意識の向上

誰もが安心して暮らせるまちにするためには、市民一人ひとりがお互いに支え合い、助け合う意識を高める必要があります。

市民の福祉への理解と関心を高め、地域での支え合い、助け合いの意識を育むため、地域での様々な活動への参加体験を通しての福祉の意識づけを進めます。

また、すべての市民が、地域福祉の推進役として活躍できるよう、生涯学習機会、イベント等を通じて、支え合う意識や地域福祉を実践する力を育む場づくりを進めていきます。

【主な取り組み】

施策の方向性 ガイドライン項目	施策の概要	主担当課
地域福祉を通じた協働 意識の醸成 【3-ア】 【4-ア】	○協働に関する指針及び推進計画に基づき、「協働のまちづくり推進委員会」を設置します。 ○市民や団体、地域との協働を推進するため、「市民提案型協働のまちづくり事業補助金制度」を実施します。 ○協働事業に対する理解を深めるため、広報やホームページに掲載を行います。	市民生活課
	○健康づくりを市民協働で進めるために、関連組織（健康づくり推進協議会、保健環境委員会、食生活改善推進員会、健康づくり地区組織等）と協働して、各種健康増進事業を実施し、継続します。	健康増進課
	○社会福祉協議会の支部活動を通じてよりきめ細かい小地域での支え合い活動の推進と市民参加の機会を図ります。	社会福祉協議会

※ガイドライン項目は 58、59 頁を参照

施策の方向性 ガイドライン項目	施策の概要	主担当課
福祉に関連する知識の 普及・啓発 【4-イ】	○障害や精神保健に関する知識の普及を図るための講座を開催します。 ○障害福祉計画に基づき、普及啓発・理解促進事業を行い、障害に関する知識等の普及啓発を図ります。 ○障害者週間に啓発活動を行います。	福祉課
	○地域住民や企業、学校関係者等を対象として、認知症の正しい理解を得て地域における見守り役となるための「認知症サポーター」養成を行います。	介護支援課
	○多様性を認め合い、必要なサポートを行えるよう、発達障害に関する普及啓発や支援者のスキルアップ研修を実施します。	福祉課 教育総務課 健康増進課
	○社会福祉大会や福祉まつりなどのイベントを通じて、広く市民への普及啓発を図ります。	社会福祉 協議会

（２）福祉教育の推進

地域での支えあい、助けあいの意識を育むため、子どもの頃からの福祉学習や体験活動を充実します。また、家庭生活の中や地域の人々と関わりながら学ぶ、生活に結びつく福祉教育を行い、おもいやりの心・やさしい心を持つことができる子どもを育てます。

また、あらゆる年齢層の人が地域福祉について学び、見守りや手助けなどが活発になるような機運が醸成されるよう、市や教育委員会等で取り組むとともに、市社会福祉協議会など様々な関係機関の取組の支援及び連携により地域福祉に関する意識啓発や福祉教育を充実します。

【 主な取り組み 】

施策の方向性 ガイドライン項目	施策の概要	主担当課
学校教育における福祉教育の推進	○昔の遊びや地場産業に携わっている方や昔の農具や生活用具の指導など、地域の方々との世代間交流による地域福祉の推進を図ります。	教育総務課
家庭や地域での福祉に関する学習機会の提供	○インクルーシブ教育※や道徳の教科の中で学習の機会を提供します。	教育総務課
公民館活動を活用した多様な学習機会の充実 【1-シ】	○地域づくりの拠点である公民館活動において各種講座の開催や、学習する意欲のある市民に対し、個人のニーズに応じた学習の機会や情報を提供します。	生涯学習課
公民館活動による市民意識の向上 【1-シ】	○各地区公民館、自治公民館に自主的な各種講座や教室の開催のための情報を提供します。	生涯学習課

※インクルーシブ教育：障害のある子どもと障害のない子どもが共に受ける教育

施策の方向性 ガイドライン項目	施策の概要	主担当課
障害者のキャリア教育の推進 【1-キ】	○生涯に渡り人は発達するという観点から、一人一人の障害に応じたキャリア教育が推進できるよう、労働や福祉関係機関との連携を図ります。	福祉課
福祉のこころの醸成	○地域共生社会に向けて、子どもから高齢者まで全市民を対象に「福祉」をテーマにした学習会や各種体験事業を開催し、福祉のこころの醸成を図ります。	社会福祉協議会

(3) 人権意識などの向上

市民が生涯を通じ、家庭・地域社会、学校、職場その他のさまざまな場において、人権尊重の精神に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な学習の場を提供します。

また、それぞれのライフステージに応じ、学校教育と社会教育との相互連携を図り推進します。

【主な取り組み】

施策の方向性 ガイドライン項目	施策の概要	主担当課
人権尊重に関わる啓発・広報活動の推進	○人権啓発に関する活動として、市の広報への掲載や、人権擁護委員による相談活動を実施します。	市民生活課
人権に関する啓発・学習活動への支援	○人権に関する問題では、親子人権教室など幅広い年齢層をターゲットに学習活動の支援を行います。また、イベントなどでのパンフレットの配布等の啓発に取り組みます。	市民生活課 生涯学習課
男女共同参画の推進 【1-タ】	○甲州市男女共同参画推進条例や第2次プランに基づき、市役所庁内が連携した施策を実施します。 ○甲州市男女共同参画推進委員会を中心としたイベントなど、市民の意識改革のための啓発活動を行います。 ○市民に身近なテーマを取り上げ、様々な分野の人々に男女共同参画への理解を深めるための取り組みを行います。	市民生活課
権利擁護の地域連携ネットワークの構築 【1-ケ】	○甲州市社会福祉協議会権利擁護支援センターを中核機関とし、権利擁護の地域連携ネットワークの整備を進めます。	福祉課 社会福祉協議会
市民後見人等の養成、後見人の活動支援 【1-ケ】	○山梨県が実施する市民後見人養成講座の修了者について、法人後見を実施する社会福祉協議会の後見支援員として実務経験を重ねるなど、市民後見人の活用を進めます。 ○甲州市社会福祉協議会権利擁護支援センターにおいて、親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に対応します。	社会福祉協議会

施策の方向性 ガイドライン項目	施策の概要	主担当課
障害者差別の解消相談窓口の設置	○障害者差別についての相談窓口を設置すると共に、障害者自立支援協議会において、障害者差別の解消についての協議を行います。	福祉課
高齢者、障害者、児童に対する虐待の対応と、これらの家庭が抱える課題の解消 【1-コ】	○ライフサイクルに応じた適切な虐待の対応と予防を図るため、子ども家庭総合支援拠点と障害者虐待防止センターを一体的に実施します。	福祉課
	○地域包括支援センターを中心とし、高齢者支援のための関係機関や地域と密接に連携して対応できるネットワーク体制の構築を図ります。	介護支援課

(4) ボランティアの充実・人材育成

社会福祉協議会が中心となり、ボランティア活動に関する情報発信や支援を行うとともに、支援を必要とする人と支援する人のニーズをコーディネートする機能の強化や団体間のネットワークづくりのための交流機会や講習等、活動の活性化につながるよう支援します。

また、各種講座等を通じて、地域福祉活動の担い手を育成していきます。子どもたちについては、自分たちで考える場や機会を提供し、子どもの自発性を促がす取組を推進します。

【主な取り組み】

施策の方向性 ガイドライン項目	施策の概要	主担当課
ボランティア活動の普及・啓発	○ボランティアだよりの発行及びボランティアボードを活用し、ボランティア活動の普及・啓発を行います。 ○ボランティア活動参加の手段として、エコキャップの収集活動を推進します。	社会福祉協議会
青少年のボランティア活動の推進	○小・中・高校生のボランティア活動の推進を図るため、夏休み期間中に体験学習事業を実施します。 ○各学校に対し、ボランティアに関する活動費の一部を助成するとともに福祉教育に関するプログラムを提示するなど活動を支援します。	社会福祉協議会
高齢者、障害者のボランティア活動の推進 【1-ア】	○障害者自身が行うピアカウンセリングセミナーの開催を支援します。	福祉課
	○障害者の社会参加の機会として、福祉講話等の講師としての参加を推進します。 ○高齢者のボランティア活動参加の選択肢を増やし気軽に参加できる環境の整備に努めます。 ○傾聴ボランティア活動を推進します。 ○テレフォンボランティア活動を推進します。	社会福祉協議会

施策の方向性 ガイドライン項目	施策の概要	主担当課
ボランティアの資質向上	○既存のボランティアに対するフォローアップ研修を開催します。	社会福祉協議会
ボランティア講座、体験事業の充実	○地域ニーズの把握に努め、各種養成講座・入門講座を開催します。 ○地域に積極的に出向き、福祉体験が出来る機会を提供します。	社会福祉協議会
ボランティアコーディネーターの配置	○ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア活動の支援・充実を図ります。	社会福祉協議会
ボランティアセンターの機能充実	○ボランティア活動に意欲のある市民や団体などのボランティア登録を推進します。 ○ボランティアのコーディネート機能を充実します。	社会福祉協議会

Ⅱ 2 困っている人を包括的に支援する体制づくり

(1) 地域住民による地域福祉の推進

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、日ごろから近所づきあいの中で声かけや見守りなどを通じて、何かあったときには助けあえる地域づくりを進めます。地域の支えあいの輪に子どもから高齢者までのすべての人が参加し、地域に関心を持つ人を増やしていきます。

また、障害者や高齢者など、だれもが生きがいを持って生活できるよう、人とのかわりあいや趣味などをきっかけとした社会参加がしやすい環境をつくりまします。

① 地域における地域福祉の推進

【主な取り組み】

施策の方向性 ガイドライン項目	施策の概要	主担当課
市民自身の日常的な取り組みの推進 【4-ア】	○地域では、市民がお互いを信頼し助け合うために、基本的な人間関係や近所づきあいを築いていくことが大切であり、行政区や支部社協単位での市民の自主的な取組を推進します。	総務課 社会福祉協議会

施策の方向性 ガイドライン項目	施策の概要	主担当課
地域での見守りネットワークづくり 【4-ウ】	○高齢者の介護予防教室等で地域の見守り、支え合いの必要性について意識啓発を行います。	介護支援課
	○母子相談員によるひとり親家庭の訪問活動を行います。	福祉課 子育て支援課
	○民生委員や主任児童委員による見守り、声かけ活動を行います。	福祉課
	○地域の健康づくり組織で「人のつながり」に関して検討を行うと共に、若い世代からの継続的なアプローチに取り組みます。	健康増進課
	○民生委員児童委員等に個人情報の取扱いと守秘義務、関係部署との連携方法について研修を行います。	社会福祉協議会
住民自治組織による地域福祉の推進 【1-ソ】 【5-ア】	○協働に関する指針及び推進計画に基づき、市民提案型協働のまちづくり補助金制度等を活用し、市民の協働への理解促進を図ります。	市民生活課
	○健康づくりの推進という視点から地区組織と連携協働して健康診断希望調査を行います。	健康増進課
	○地域力強化事業として、住民の身近な地域において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備を行います。	福祉課
高齢者等による地域支援活動の育成 【1-ア】	○元気な高齢者が介護予防に関する知識や技術を得て、自分自身の介護予防とともに地域活動へ生かすことを目的として、介護予防サポートリーダーを養成します。	介護支援課
	○老人クラブ連合会を通じて、地域における友愛活動への積極的な参加を促します。	社会福祉協議会
農業と福祉の連携 【1-ア】【1-オ】	○障害者の特性をみながら、障害者の雇用や社会参加の機会を広げ、担い手不足により耕作放棄地となっている農地の有効活用のため、農業を活用して障害者の働く場所づくりを推進します。	農林振興課 福祉課
市民の相互援助活動の推進 【4-ア】	○地域の中で、仕事と育児の両立等、安心して子育てできるよう、育児の援助をしたい人（協力会員）と援助を受けたい人（依頼会員）による相互援助活動を行います。（ファミリーサポート事業）	子育て支援課
社会参加機会の充実 【1-オ】	○障害者の社会参加の機会を確保するため、移動支援や陶芸、パソコン教室等のプログラムを実施します。	福祉課
	○協力する側の社会参加や役割を持つことでの生きがいづくりを目的の1つとして高齢者おたすけサポーターの養成を行います。	介護支援課
	○子育て中の親子が孤立しないよう、各種母子保健事業を実施する他、市内の子育て支援関係機関等と連携して社会参加の機会や居場所づくりを行います。	健康増進課 子育て支援課

② 地域における交流機会の充実

【 主な取り組み 】

施策の方向性 ガイドライン項目	施策の概要	主担当課
地域行事を通じた住民 交流の促進 【5-ア】	○地域において昔からの行事の開催や地域のイベントを企画・開催する取組を支援すると共に、地域での市民相互の交流やふれあいの機会づくりに努めます。	行政区 生涯学習課
世代間交流の促進 【1-オ】 【5-ア】	○地域の方を講師とした地区の歴史・文化・生活を学ぶ機会及びわだつみ平和文庫を活用した戦争体験の学習会などを実施し、世代間の交流を図ります。 ○公民館活動や社会教育活動及び青少年育成活動、スポーツや読書を通じた活動の中で、世代間の交流事業を実施します。 ○市内の小学校において、世代間交流事業を実施します。	生涯学習課 教育総務課
	○市内小学校で実施する世代間交流事業を推進し、活動費の一部を助成し、取り組みを支援します。	社会福祉 協議会
市民や児童・生徒と福祉施設等との交流の促進 【5-ア】	○社会教育活動及び青少年の健全育成活動、公民館活動の中で、交流事業を推進します。	生涯学習課
地域住民同士の交流の促進	○誰もが気軽に楽しく集える場を住民と共に創出し、住民同士の交流の場としてサロン活動を推進します。	社会福祉 協議会

（２）社会福祉協議会による地域福祉の推進

地域住民への社会福祉協議会活動の周知を図るとともに、多様化、複雑化する福祉サービスに対応するため、新しい福祉サービスの開発・実施に努め、社会福祉協議会活動の新たな事業展開を図っていきます。

【 主な取り組み 】

施策の方向性 ガイドライン項目	施策の概要	主担当課
社会福祉協議会の機能強化 【6-ア】	○定期的に意見交換及び事業実績の確認を行い、福祉活動推進のための連携を図ります。	福祉課
地域福祉活動計画の着実な実施	○社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画をPDCA※に基づき評価し、必要な支援を行います。	福祉課 社会福祉協議会
社会福祉協議会との連携強化 【6-ア】	○社会福祉協議会の活動内容が市民に十分理解され、協力が得られるよう、情報提供の充実・促進を図ります。	福祉課 社会福祉協議会

※PDCA：計画（Plan）実行（Do）評価（Check）改善（Action）の4つの段階を繰り返し行うこと

(3) 関係機関などとの連携強化

複雑化・多様化する福祉課題に対応するため、庁内等連携会議にて情報の共有を行い、施策分野ごとの相談支援機関等と行政機関、社会福祉協議会や地域福祉活動団体が問題を共有し、連携して支援を行います。

地域共生社会の実現に向けて、保健福祉分野だけではなく、子ども、教育、住まい、交通等、行政の各分野が緊密に連携し、住民の地域づくりを支援します。

【主な取り組み】

施策の方向性 ガイドライン項目	施策の概要	主担当課
各種団体の支援と連携強化 【1-イ】 【1-タ】	○生活支援体制整備事業の推進を目的に、高齢者支援に対する地域での課題解決にむけての協議体の検討や地域の協力者を増やすための基盤づくりに取り組みます。	介護支援課
	○子育て支援の一環として地域子育てサロンに、参画します。	子育て支援課
	○健康づくり関連組織等と「健康づくり」という視点で地域課題について検討し、連携を図ります。	健康増進課
	○障害者団体との連携を図り、その活動を支援します。	福祉課
福祉関係のNPO活動の育成 【1-ソ】 【4-ア】	○市民活動団体登録制度により、非営利活動法人や市民団体等の登録を行い、ホームページで紹介し、活動の支援を行います。	市民生活課
	○障害者、ひきこもりやDV被害者などの当事者活動と連携し、活動の支援を行います。	福祉課
民間サービス事業者の誘導・育成支援 【1-イ】 【1-セ】 【3-ア】	○地域密着型サービス事業所の運営推進会議に出席し、連携を図ります。	介護支援課
	○社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進を図ります。	福祉課
	○地域経済の活性化に貢献するベンチャー企業等の新たな取組みや新規事業の開発との連携を図ります。	福祉課
庁内等における人材の育成 【2-イ】	○庁内の関係部署や関係機関における専門性を高めるため、研修機会の充実を図るとともに、必要な専門的人材の確保を図ります。	総務課
多機関の協働による包括的な相談支援体制の整備 【5-ウ】	○支援関係機関によるチーム支援を行うため、支援に関する協議及び検討の場を設けると共に、地域住民等の連携を図りながら、支援を必要とする者の早期把握を行い、協働の中核を担う相談支援包括化推進員を配置します。	福祉課 社会福祉協議会

(4) 小さな声が届きにくい人への支援の充実

様々な理由で支援を受けたくても声を発せられない人に情報が届くように地域の相談者と連携すると共に庁内等連携会議にて情報を共有し、地域・行政の重層的な相談のネットワークを構築し相談をしやすい環境を充実していきます。

また、高齢者、障害者、児童等の虐待やDVの未然防止に向けた啓発、地域の中での見守り、異変を察知した際の通報についての周知、発生後の関係機関での連携を行います。

【主な取り組み】

施策の方向性 ガイドライン項目	施策の概要	主担当課
制度の狭間の人に対する分野横断的な支援 【1-ウ】 【1-エ】 【1-ク】	○経済的・社会的孤立状態にある者に対する支援を行います。 ○生活困窮者自立支援事業「生活支援センターぶりっじ」による支援の強化を図ります。	福祉課 社会福祉協議会
	○貧困にある子どもが健やかに育成されるよう貧困の状況にある子どもへの支援を行います。	福祉課
	○ひきこもり支援の相談窓口を設置し、複合化した課題を有する者に対して、民生委員、関係機関等と連携して支援を行います。	福祉課
	○障害者手帳を持ちながら、何ら支援を受けていない潜在的な要支援者等に対して、関係機関が連携して支援を行います。	福祉課
	○自殺対策を総合的に行うための相談支援を中心とした拠点を設置します。	福祉課
	○自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人を養成するためのゲートキーパー養成研修を行います。	福祉課
	○地域子育てサロンを実施し、居場所作り、育児相談を行います。	子育て支援課
	○子育て世代包括支援センターにて、周産期から乳幼児等の子育て世代の世帯を支援します。	健康増進課
	○地域包括支援センターにて、地域の高齢者に対する制度横断的な相談支援を行います。	介護支援課

施策の方向性 ガイドライン項目	施策の概要	主担当課
虐待防止ネットワーク の推進 【1-コ】	○地域包括支援センターで高齢者虐待防止や虐待発生後の対応を行います。 ○甲州市高齢者虐待防止地域見守りネットワーク運営会議において、高齢者虐待防止や早期発見のためのネットワークを構築します。	介護支援課
	○障害者虐待防止センターを設置し、障害者の虐待防止や虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題も踏まえた支援を行います。	福祉課
	○子ども家庭総合支援拠点を設置し、子育て世代包括支援センター、家庭相談員等と連携し、虐待を予防すると共に、保護者が抱えている課題も踏まえた支援を行います。 ○要保護児童地域対策協議会において、関係機関との連携を計り、児童虐待防止ネットワークを構築します。	福祉課 健康増進課
女性への人権侵害に関する相談の充実 【2-ア】	○人権擁護委員が行う女性の人権ホットラインの啓発活動、合同相談、特設人権相談会など各種相談窓口の開設を行います。	市民生活課
	○子ども家庭総合支援拠点と家庭相談員が女性相談所、警察等と連携し、相談支援を行います。 ○DV被害者の自助グループへの支援や、被害者の立場に立った加害者の支援を行います。	福祉課
	○女性相談所での一時保護や母子生活支援施設と連携した自立支援などを行います。	子育て支援課
居住に課題を抱える者への横断的支援 【1-カ】	○施設からの退所や病院から退院する障害者が住み慣れた地域で生活できるよう、地域移行の支援を行います。 ○離職し、住宅の維持や確保が難しくなった人に対して、住宅等確保の支援を行います。	福祉課

3 地域福祉推進の仕組みづくり

(1) 福祉活動のための地域の拠点づくり

様々な社会資源の活用を図りながら、市民が身近な地域で世代間交流などの活動ができるよう、活動の場の提供と充実を図ります。

【主な取り組み】

施策の方向性 ガイドライン項目	施策の概要	主担当課
地域の活動拠点の充実 【1-シ】 【5-ア】	○地域における活動拠点の確保・充実のため、今後、個別施設計画に基づいた改修を行う際には、バリアフリー化やユニバーサルデザインの採用を行うなど、既存公民館施設の有効活用を図ります。	生涯学習課
	○地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を支援し、相互に交流を図ることができる環境を整備します。 ○共同募金の配分金を活用し地域における活動拠点の充実を図ります。	社会福祉協議会

(2) 相談体制・情報提供体制の充実

日常生活の困りごとや悩みなどについて、民生委員をはじめとする地域の人々が身近な相談役になれたりするよう、地域での取組を支援していきます。また、市役所と社会福祉協議会等の民間団体と連携・ネットワーク化を図り、どの窓口からでも専門的な相談窓口へつなげられるよう、総合的な相談支援体制を整えていきます。

また、子どもから高齢者まで必要な情報が届くように、各年代の情報入手手段やニーズに応じた情報提供の充実を図ります。

① 相談体制の充実

【主な取り組み】

施策の方向性 ガイドライン項目	施策の概要	主担当課
専門機関における相談 支援の充実 【2-ア】 【5-ウ】	○地域包括支援センターが地域の高齢者を対象として行う総合相談支援業務、権利擁護事業、包括的継続的マネジメント業務に加えて、医療介護連携推進や地域ケア会議、認知症総合支援の各事業の推進を図ります。	介護支援課
	○障害の種別に関わらず、総合的な相談窓口を設置すると共に、障害者差別解消、障害者虐待防止等の権利擁護を一体的に行います。	福祉課
	○子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点、家庭相談員が密に連携しながら、子どもや家庭の相談を総合的に行います。	健康増進課 福祉課
	○健康増進計画、国民健康保険特定健康診査等実施計画、母子保健計画等に基づき、各種健康相談、健康教育、家庭訪問など通じて市民の健康支援を行います。	健康増進課
	○家庭教育・子育てに関するアドバイス集である「家庭教育・子育てQ&A」を引き続き配布し、活用します。	教育総務課
各種相談員による相談 活動の充実と相互連携 の強化 【2-ア】	○心配ごと相談、法律相談を定期的で開催します。	社会福祉 協議会
	○身体、知的、精神の3障害に対応した障害者相談員を設置します。	福祉課

施策の方向性 ガイドライン項目	施策の概要	主担当課
相談窓口の充実と関係 部署の連携強化 【2-ア】 【5-ウ】	○専門機関によるチーム支援が可能となるよう、協働の中核を担い、支援に関する協議及び検討の場を設けるために、相談支援包括化推進員を設置します。	社会福祉協議会
	○地域包括支援センターの総合相談支援業務として、高齢者やその家族等からの様々な相談に対応すると共に、その居宅等を訪問し実態把握を行い、横断的な支援を行います。	介護支援課
	○「なんでも健康相談」として、市民からの心身の健康に関する相談を行い、初期の相談窓口の機能を持ちます。	健康増進課
	○子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点、家庭相談員が密に連携しながら、子どもや家庭の相談を総合的に行う体制を整備します。	健康増進課 福祉課
民間機関・施設等の相談体制の充実 【5-イ】	○市民にとって身近な地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める場を整備し、地域の関係者等との連携による地域生活課題の把握を行う地域力強化事業を実施します。	社会福祉協議会
地域ケアマネジメント体制の充実・地域包括ケアシステムの構築 【2-イ】	○地域包括支援センターにおいて、高齢者地域ケア会議を主催推進して、医療介護連携や権利擁護、介護保険事業者団体、地域の住民団体等との連携を深めることにより、地域包括ケアシステムの推進構築を図ります。	介護支援課
	○甲州市医師会、歯科医師会、薬剤師会等の会議を通じて医療と介護の連携推進に関わる事業等を共有する場を定期的に設けます。	健康増進課
	○ママのあんしんネットワーク会議（母子保健、子育て支援関係機関等による会議）において、地域全体で子育てを支援し、子どもが健やかに育つ仕組みづくりを検討します。	健康増進課
	○障害者自立支援協議会において、住み慣れた地域での安心した暮らしを継続するための峡東圏域地域生活支援拠点の運営方針について協議し、反映させます。	福祉課
民生委員・児童委員等への研修会や講習会の充実 【4-ウ】	○民生委員・児童委員連絡協議会、主任児童委員による児童福祉部会において、相談対応に関する情報提供や研修などを行います。	社会福祉協議会

② 情報提供体制の充実

【 主な取り組み 】

施策の方向性 ガイドライン項目	施策の概要	主担当課
情報提供の充実と共有化 【2-ア】	○各課からの市政情報を収集し、市の広報等により情報提供の充実を図ります。	政策秘書課
	○市のホームページにより情報提供の充実を図ります。	総務課
	○民生委員・児童委員連絡協議会の地区定例会で情報提供を行います。 ○社会福祉協議会として、社協だより、社協お知らせ版を発行し、ホームページの内容を充実します。	社会福祉協議会
利用者の立場に立った効果的な情報提供の充実 【2-イ】	○障害の特性に配慮した情報提供を行います。 ○手話通訳、要約筆記等の派遣を行い、意思疎通支援を行います。 ○障害の特性に配慮した情報伝達に関する日常生活用具の給付を行います。	福祉課
市政に関する情報提供と意見交換の機会の充実	○市政への市民参画を進める視点から、広報等により情報提供を充実します。	政策秘書課
	○市政への市民参画を進める視点から、情報公開や市ホームページの内容を充実します。	総務課

（３）福祉サービスの充実

福祉による支援を必要とする人が、適切な福祉サービスを選択・利用でき、相談を受けた人が適切な窓口へとつなげることができるよう、相談者が必要な情報を素早く提供し、見通しを持った相談となるように努めます。また、サービス提供事業者に対する評価、指導、苦情に対する対応等を通じて、福祉サービスの質の向上に努めます。

「成年後見制度」や市社会福祉協議会で行っている「日常生活自立支援事業」について、市と市社会福祉協議会が連携して周知を図るとともに２つの事業を一体的に展開し、利用の促進を図るとともに、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け、差別解消を推進します。

【 主な取り組み 】

施策の方向性 ガイドライン項目	施策の概要	主担当課
在宅福祉サービスの充実 【1-イ】	○介護保険事業計画により、在宅医療・介護の連携、生活支援サービス、居宅サービスの推進を図ります。	介護支援課
	○障害者総合計画により、社会資源の状況等に応じ、優先度の高い地域の課題に重点的に取り組みます。	福祉課
	○子ども・子育て支援事業計画により、社会資源の状況等に応じ、優先度の高い地域の課題に重点的に取り組みます。	子育て支援課
地域に密着したサービスの充実	○介護保険事業計画において、地域密着型サービスの推進を図ります。	介護支援課
生活支援サービスの提供体制の推進	○地域で高齢者の課題解決に向けて協議会の検討や地域の協力者を増やすための基盤づくりに取り組みます。	介護支援課
福祉有償運送などによる移動手段の充実 【1-ア】	○公共交通機関の利用が困難な障害者に対して、地域生活支援事業において福祉有償運送を行います。 ○移動が困難な障害者に対してタクシー券の交付を行います。	福祉課
	○デマンドバスなどの地域公共交通の充実を図ります。	市民生活課
事業者の情報公開の促進 【2-ウ】	○事業者の情報公開制度により、事業所の情報提供がインターネットで行われており、利用者への積極的な利用を勧めていけるように、啓発に努めます。	福祉課 介護支援課
成年後見制度の普及 【1-ケ】 【2-エ】	○甲州市社会福祉協議会権利擁護支援センターを中核機関とし、権利擁護の地域連携ネットワークの整備を進めます。 ○甲州市社会福祉協議会権利擁護支援センターにおいて、親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に対応します。 ○法人成年後見事業に取り組み、権利擁護が必要な方の成年後見人を受任します。	社会福祉協議会
	○成年後見制度について、正しい知識の普及を図ります。	福祉課 介護支援課 社会福祉協議会
利用者の権利擁護 【2-エ】	○苦情解決制度の周知に努め、苦情の解決を図ります。 ○障害福祉サービス利用者の意思決定支援を推進します。 ○判断能力が低下している方に対し、日常生活自立支援事業を通じて、各種援助を行います。	福祉課 社会福祉協議会

施策の方向性 ガイドライン項目	施策の概要	主担当課
保健医療、福祉の支援 を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援 【1-サ】	○障害者就業・生活支援センターとの連携や、生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業、生活保護受給者等就労自立促進事業など、福祉的支援制度を活用して、犯罪をした者等の年齢、障害種別、障害の程度といった特性に応じ、適切に就職及び就労定着を図ります。 ○生活困窮者自立相談窓口において、住居の確保に向けた相談支援を行うとともに、犯罪をした者等の状況に応じ、生活困窮者自立支援制度における一時生活支援事業を実施します。 ○矯正施設出所後に自立した生活を営むことが困難と認められる高齢者や障害者に関して、地域生活定着支援センターが実施する社会福祉施設への入所調整やアパート等への入居調整に協力します。	福祉課

4 安心して生活できる環境づくり

(1) 安心・安全な暮らしづくり

平常時から地域の中のつながりがつくれるよう促し、お互いに声をかけあい避難できるようにするとともに、高齢者や障害者、子どもなど配慮が必要な方を意識した防災訓練等の実施・参加促進などを行います。

避難行動要支援者の把握と登録を促すとともに、支援者の協力を得て、支援体制を強化していきます。

また、地域での見守り体制の強化や防犯情報の共有化を図り、地域・学校・家庭等の地域ぐるみでの防犯活動を推進します。

① 防災・減災にむけた取り組み

【主な取り組み】

施策の方向性 ガイドライン項目	施策の概要	主担当課
市民の防災意識の高揚	○ハザードマップを各戸配布し、危険箇所と避難所の周知を行います。	総務課
福祉避難所の整備充実	○各地区の実情や、避難行動要支援者の状況に応じて福祉避難所を指定します。	福祉課
自主防災組織の育成・支援	○各行政区を単位に結成された自主防災組織の活動を支援します。	総務課

施策の方向性 ガイドライン項目	施策の概要	主担当課
災害時要援護者ネットワークの構築 【2-オ】	○避難行動要支援者名簿登録制度について広報等で市民への周知を図ります。 ○消防本部、行政区役員、民生委員等の避難支援等関係者と避難行動要支援者名簿の情報共有を継続します。 ○行政区役員を中心に民生委員・児童委員へ要援護者の把握を依頼し、プライバシー保護に配慮する中で情報提供を図ります。 ○関係各課で全庁的に災害時避難行動支援者全体計画の策定を進めます。	総務課
	○ママのあんしんネットワーク会議において、子育て中の親子が災害発生時に緊急連絡が取り合えるような仕組み作りについて検討します。	健康増進課
災害時要援護者への支援 【2-オ】	○視覚障害者や聴覚障害者には戸別受信機の配布を行い、情報提供を行います。 ○避難行動要支援者については、避難に関する個別支援計画を策定します。 ○庁内関係各課が参画し、災害時避難行動支援会議にて協議を行います。 ○災害時に支援が必要な方については、避難行動要支援者名簿への登録を勧めます。 ○地域住民と共に自主防災会のあり方や避難訓練の実施等、具体的に検討します。	総務課

② 防犯にむけた取り組み

【主な取り組み】

施策の方向性 ガイドライン項目	施策の概要	主担当課
地域防犯ネットワークの構築 【1-サ】	○警察と協力し、管内で発生しそうな案件がある場合には、防災行政無線にて注意喚起を行います。	総務課
	○消費生活協力員による高齢者を中心とした啓発活動を警察と連携して行います。 ○消費生活コンサルタントを配置し、電話や窓口で専門的な相談を行います。	市民生活課
地域における防犯パトロール組織の整備	○警察署と連携し、1軒1軒を回り、戸締まり、車の施錠等の確認をする防犯診断や、果樹の盗難防止パトロールを行います。	総務課
再犯の防止に関する取り組み	○保護司や更生保護女性会の支援を行い、地域の関係機関や団体との連携できる環境を整備します。 ○保護司の活動拠点である更生保護サポートセンターの設置・運営を支援します。	福祉課

(2) 住みやすいまちづくり

移動が困難な人のための公共交通や福祉交通の充実、移動しやすい歩道や子ども連れや高齢者等に配慮した施設の整備など、誰もが利用しやすいまちの整備を進めます。

また、身近な地域で安心して暮らしていける住まいの確保を行います。

【 主な取り組み 】

施策の方向性 ガイドライン項目	施策の概要	主担当課
ユニバーサルデザインの視点を取り入れたまちづくり	○道路や施設等を整備・改修する際には、ユニバーサルデザインに配慮し、暮らしやすいまちづくりを進めます。そのための、様々な利用者の意見が取り入れられる仕組みづくりを進めます。	都市整備課 福祉課
既存施設のバリアフリー化の推進	○不特定多数が利用する既存施設については、事業者への理解を深め、施設のバリアフリー化を促進します。	都市整備課 福祉課
公共交通機関の充実	○高齢者や学生など交通弱者の移動手段の確保として、市民ニーズに合った市民バスとデマンドバスの運行を行います。	市民生活課



計画の推進に向けて

Ⅱ 1 具体的な計画の推進

（１）市民、地域、行政の協働による計画の推進

地域の多様な課題やニーズに対応していくためには、地域住民をはじめとした地域を構成する様々な主体と行政が連携して、対応していくことが必要です。

住み慣れた地域で、共に支え合い、助け合いながら安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指すため、地域住民、地域活動団体、ボランティア団体、福祉活動団体、社会福祉協議会、行政等がともに連携・協働しながら、計画を推進していきます。

（２）地域づくりを進めるための区域

市では、基本的に地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための区域を行政区単位として取り組みます。なお、障害者の支援については、障害者の就労や社会参加が広域にわたることから、峡東圏域（山梨市、笛吹市、甲州市）を単位として取り組んだ方が効果的な施策については、峡東圏域として取り組みます。（福祉有償運送、地域生活支援拠点、障害者支援施設及び病院からの地域移行、医療的ケア児の支援など）【1-ス】

市においては、計画の推進に当たって庁内の総合的かつ横断的な体制を整備し、関係部局における連携と情報共有に努めます。【1-タ】

甲州市社会福祉協議会では、地域住民、福祉活動団体、ボランティア団体等と連携しながら、実践的な地域福祉の推進に取り組むため、地区社協を単位として取り組みます。【1-ス】

（３）社会福祉協議会との連携

甲州市社会福祉協議会では、地域住民、福祉活動団体、ボランティア団体等と連携しながら、実践的な地域福祉の推進に取り組んでいます。

本計画と甲州市社会福祉協議会の「第3次甲州市地域福祉活動計画」は、車の両輪の関係にあり、理念と課題を共有しながら、連携を強化し、地域福祉の推進に努めます。

2 計画の普及啓発と実践

(1) 計画の周知

地域福祉を推進するうえで、本計画の考え方や施策の展開方向について、地域住民、福祉活動団体、ボランティア、福祉事業者など全ての人が共通の理解を持つことが必要です。

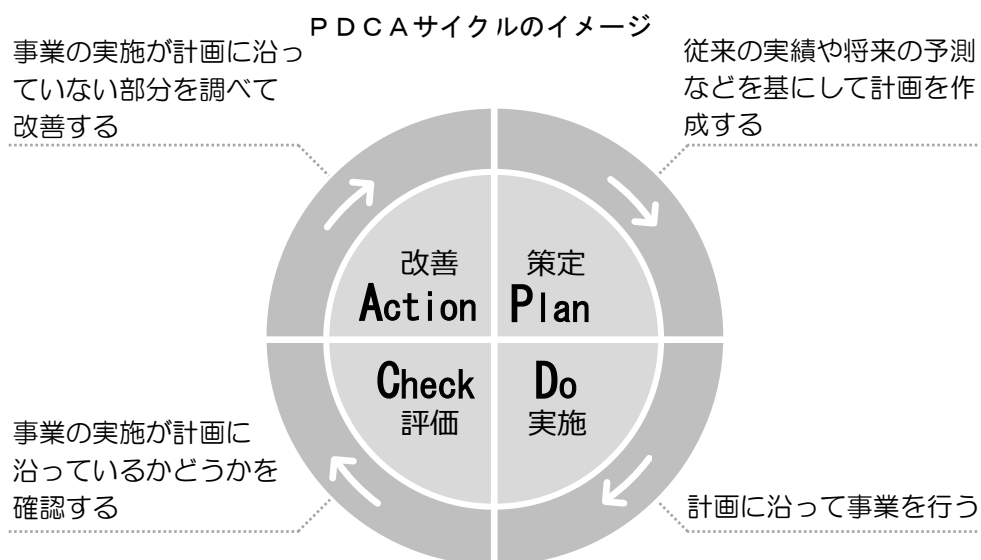
そのため、市のホームページなどへの掲載や各種イベント開催時など様々な機会をとらえて、計画を広く市民に周知していきます。

(2) 計画の推進体制

この計画は、庁内における関係部署、社会福祉協議会の計画や事業を通じ、計画を推進していくことを目的としています。また、関係団体などとの連携・強化を図ります。

(3) 計画の進行管理

本計画の進捗状況の管理・評価については、計画を立て(Plan)、実行(Do)、その進捗状況を定期的に把握・評価したうえで(Check)、その後の取組を改善する(Action)、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。



資料

甲州市地域福祉推進委員会委員名簿

	氏 名	職 名	備 考
1	天野 つね子	甲州市ボランティア連絡協議会会長	
2	小林 一三	甲州市区長会会長	
3	齋藤 誠	峡東保健福祉事務所長	
4	佐藤 多賀子	公募委員	
5	中村 功	甲州市社会福祉協議会会長	推進委員会委員長
6	原 庚徳	甲州市身体障害者福社会会長	
7	日向 正臣	甲州市民生委員児童委員連絡協議会会長	令和元年11月30日まで 推進委員会副委員長
8	中村 文雄	甲州市民生委員児童委員連絡協議会会長	令和2年1月9日から 推進委員会副委員長
9	廣瀬 邦恵	甲州市民生委員児童委員連絡協議会 児童福祉部会部長	令和元年11月30日まで
10	高野 優子	甲州市民生委員児童委員連絡協議会 児童福祉部会部長	令和2年1月9日から
11	三科 典子	甲州市人権擁護委員（感染症保健所担当）	
12	三科 英訓	甲州市しゃくなげ会会長	
13	吉富 久子	甲州市母子相談連絡協議会会長	

50 音順：敬称略

第 3 次甲州市地域福祉計画策定経過

年 月 日	内 容
令和元年 5 月 27 日	市長からの諮問 第 1 回甲州市地域福祉推進委員会 開催 ・第 2 次地域福祉計画の評価
令和元年 7 月 26 日から 8 月 9 日	地域福祉に関するアンケート調査の実施
令和元年 11 月 29 日	第 2 回甲州市地域福祉推進委員会 開催 ・アンケート調査結果報告 及び第 3 次地域福祉計画骨子案の検討
令和 2 年 1 月 17 日	第 3 回甲州市地域福祉推進委員会 開催 ・第 3 次地域福祉計画の素案の検討
令和 2 年 2 月 17 日から 2 月 28 日	パブリックコメントの実施
令和 2 年 3 月 23 日	市長に答申

※ 本市関係課及び社会福祉協議会等の関係部門によるワーキンググループ会議を 5 回開催

第 3 次甲州市地域福祉計画

令和 2 年 3 月

発 行
企画・編集

甲州市

甲州市役所 福祉課

〒404-8501 山梨県甲州市塩山上於曽 1085 番地 1

電話 0553-32-5027

FAX 0553-20-6167

URL <https://www.city.koshu.yamanashi.jp>